

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(芝税務署長)

平成24年8月30日棄却・確定

判 決

原告	甲
	乙こと
原告	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	高木 裕康 野本 彰 六角 麻由
同補佐人税理士	小谷野 幹雄 水品 靖芳
被告	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	滝 実 芝税務署長 今田 繁雄
同指定代理人	大西 勝 菊池 豊 滝澤 衆 吉本 覚 北村 勝 橋本 健

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 芝税務署長が原告甲(以下「原告甲」という。)に対し平成19年11月28日付けでした同原告の平成17年分の所得税の更正(ただし、平成22年5月31日付け更正による一部取消し後のもの)のうち総所得金額6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得等の金額29億7283万5564円、納付すべき税額4億2101万6700円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定(ただし、平成22年5月31日付け賦課決定による一部取消し後のもの)をいずれも取り消す。
- 2 芝税務署長が原告乙(以下「原告乙」という。)に対し平成19年11月28日付けでした同

原告の平成17年分の所得税の更正（ただし、平成22年8月13日付け更正による一部取消し後のもの）のうち総所得金額3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得等の金額20億0843万3004円、納付すべき税額2億8398万9700円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定（ただし、平成22年8月13日付け賦課決定による一部取消し後のもの）をいづれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告甲及び原告乙が、それぞれ保有していた株式会社A（以下「A社」という。）の株式について、平成17年8月31日付けで、米国法人であるB（以下「B社」という。）ほか1社との間で、それぞれ譲渡する旨合意したものの、上記株式の譲渡に関する紛争が生じ、原告らにおいてはその不存在又は無効を主張していたことから、上記株式の譲渡は不存在又は無効であり、上記株式の譲渡に係る譲渡所得は平成17年中には発生していないとして、平成17年分の所得税の確定申告をしたところ、芝税務署長（処分行政庁）から、平成19年11月28日付けで、上記株式の譲渡に係る譲渡所得は平成17年中に発生しており、その収入金額の収入すべき時期は平成17年であるという理由により、所得税の更正及び過少申告加算税の賦課決定を受けたため、上記株式の譲渡は法律行為の要素の錯誤により無効であるか又は詐欺により取り消されたものであり、上記株式は平成17年中には譲渡されていないと主張し、処分行政庁の所属する国を被告として、上記各更正（ただし、原告甲につき平成22年5月31日付け、原告乙につき同年8月13日付け各更正による一部取消し後のもの。以下、同取消し後の上記各更正を「本件各更正」という。）のうちそれぞれ前記第1（請求の趣旨）記載の金額を超える部分及び上記各過少申告加算税の賦課決定（ただし、原告甲につき平成22年5月31日付け、原告乙につき同年8月13日付け各賦課決定による一部取消し後のもの。以下、同取消し後の上記各賦課決定を「本件各賦課決定」といい、本件各更正と併せて「本件各更正等」という。）の各取消しを求める事案である。

1 法令の定め

本件の関係法令の定めは別紙1（関係法令の定め）のとおりである。

2 前提事実（顕著な事実、争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、号証番号の枝番は、特に必要がない限り省略する。以下同じ。）

(1) 当事者等

ア A社は、平成11年3月8日に日本法を準拠法として設立された栄養補助食品の販売等を業とする株式会社である。平成17年8月当時、A社は、その定款をもって、同社の株式を譲渡する場合には取締役会の承認を受けることを要する旨定めていた。（甲2、3、乙5）

イ 丙（以下「丙」という。）は、平成17年8月当時、A社の代表取締役を務めていた者であり、原告らは、A社の取締役を務めていた者である。（甲2）

ウ 原告甲は、平成17年8月当時、A社の発行済株式の総数800株のうちの300株を保有しており（以下、原告甲が保有していた上記株式を「本件株式1」という。）、原告乙は200株を保有していた（以下、原告乙が保有していた上記株式を「本件株式2」といい、本件株式1と併せて「本件各株式」という。）。丙は残りの300株を保有していた（以下、丙が保有していた上記株式を「本件株式3」という。）。（甲2、乙5、6）

エ 株式会社C（以下「C社」という。）は、平成13年9月10日に設立された栄養補助食品の卸売等を業とする株式会社であり、A社は、平成17年8月当時、C社を通じてD株式会社（以下「D社」という。）からの商品の仕入れを行っていた。（甲4、乙7）

原告甲は、平成17年8月当時、C社の代表取締役を務めており、原告乙及び丙は、C社の取締役を務めていた。原告甲は、その当時、C社の発行済株式の総数1800株のうちの720株を保有しており、原告乙は360株を保有していた。丙は残りの720株を保有していた。(甲4、乙7)

(2) 本件各株式の譲渡

ア 原告らは、平成17年9月16日、本件各株式を1株当たり2500万円でB社(甲5、6)及びE(甲7。以下「E社」といい、B社と併せて「B社ら」という。)に譲渡する旨の同年8月31日付け合意書(甲9)に署名をして、B社らの日本における代表者である丁(以下「丁」という。)に交付した。丁は、同年9月23日、B社らの代表者である戊(以下「戊」という。)の署名がある上記合意書を原告らに送付し、これにより、原告らとB社らとの間で本件各株式の譲渡合意(以下「本件各譲渡合意」といい、そのうちの本件株式1に係るものを「本件譲渡合意1」といい、本件株式2に係るものを「本件譲渡合意2」という。)が成立した。

イ 本件各譲渡合意には、要旨次のとおりの約定がある。

(ア) これは、日本国の法律で組織化された会社であるA社に関する協定であり、その株主である原告らの保有する本件各株式の譲渡を確認するものである。そして、ニューヨーク州の法律で組織化された会社であるB社らが独占的に原告らの保有する本件各株式の全てを1株当たり2500万円で獲得することを確認するものである。(前文)

(イ) 対象となる資産は、原告らの保有する本件各株式である。本件各株式の所有権は、この合意書にサインされた日付からB社らに引き継がれ、同時に、原告らは、A社の株主責任について免責される。(1項)

(ウ) B社らは、原告らに対する本件各株式の譲渡代金の支払を毎月末日限り次のとおり36回に分割してする。(2項)

a 原告甲に対する本件株式1の譲渡代金の支払

第1回(平成17年10月分)から第6回(平成18年3月分)まで2億5000万円ずつ、第7回(同年4月分)から第36回(平成20年9月分)まで2億円ずつの合計75億円

b 原告乙に対する本件株式2の譲渡代金の支払

第1回(平成17年10月分)1億6500万円、第2回(同年11月分)から第6回(平成18年3月分)まで1億6700万円ずつ、第7回(同年4月分)から第35回(平成20年8月分)まで1億3333万円ずつ、第36回(同年9月分)1億3343万円の合計50億円

(エ) E社は、同日付けで、本件各株式をB社に売却し、同日、名義変更の手続をし、全ての契約はB社に引き継がれる。(3項)

(オ) B社は、本件各株式の転売、担保権設定を行う場合であっても、原告らの同意を必要としない。ただし、これらの行使は、原告らへの支払済みの債務相当分に限定される。また、B社の債務不履行が生じたときには、原告らは、次項(5項)を行使する権利を有する。(4項)

(カ) B社に万が一、原告らへの債務不履行が生じたときは、B社は、その残債務相当額を買い取った本件各株式で返却して相殺する権利を有する。(5項)

- (キ) 本件各株式の譲渡代金の金額の基となる評価算定は、A社の2005年会計年度の経常利益に、退任する役員報酬のほか、海外子会社、関係仕入先など外部利益留保の想定額を連結して算定したものであり、本件各譲渡合意の締結後、A社の経常利益が30%以上悪化した場合、B社は、全ての履行について120か月を上限にリスケジュールする権利を有する。(6項)
- (ク) 本件各譲渡合意の締結と同時に、原告らは、A社と原告ら自らが関係する仕入会社(外部利益留保先)との取引における利益を失う。(7項)
- (ケ) 本件各譲渡合意は、合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され、かつ、他の法律との利害対立の原則に影響を及ぼすことなく解釈されるものとする。ここに登場する全ての団体は、取消不能かつ無条件で合衆国及び英国連邦政府の裁判所に司法管轄権を委ねることに合意するが、いずれの場合も、合衆国及び英国連邦政府の裁判所となる。ここで本件各譲渡合意及びその商取引から派生する全ての訴訟が実施され、彼らはそれらの裁判所以外にはいかなる訴訟もしないことに合意する。ここに登場する全ての団体は、取消不能かつ無条件で本件各譲渡合意及びその商取引から派生する全ての訴訟の実施地域を合衆国及び英国連邦政府の裁判所とすることに反対する権利を放棄することに合意するが、いずれの場合も、合衆国及び英国連邦政府の裁判所となる。(13項)
- (コ) 本件各譲渡合意の条項は、そこにその限りではないと定めていない限り、全員の署名した文書によってのみ改訂、修正ないしは放棄することができる。ここに登場する団体のいずれかによる本件各譲渡合意の条件、条項の違反、放棄は、後続するいかなる条件や違反の放棄とは解釈されない。(14項)
- (サ) 本件各譲渡合意は、日本語により締結されたものであり、その英訳は、参照のために作成されたものにすぎない。日本語の契約書とその英訳との間に矛盾や齟齬がある場合には、日本語の契約書が優先する。(15項)

ウ A社等の取締役の退任

原告らは、平成17年8月31日付けで、A社の取締役を退任した。また、丙は、同日付けで、C社の取締役を退任した。(乙5、7)

エ 本件各株式の譲渡に係る取締役会の承認及び株主名簿の記載

A社は、平成17年9月15日に開催された取締役会において、原告らが本件各株式をB社に譲渡することを承認し、B社は、同年8月31日付けで、原告らに替わりA社の株主名簿に記載された。(乙6、13)

(3) 課税処分の経緯

本件の課税処分の経緯は別紙2(課税処分の経緯)及び別表のとおりである。なお、別紙2以下の中で定めた言葉の意味は、以下の本文及び別紙の中においても同一の意味であるものとする。

3 課税処分の根拠

本件において被告が主張する課税処分の根拠は別紙3(課税処分の根拠)のとおりである。

4 争点

本件の争点は、① 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年であるか否か(争点1)、② 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は原告甲について75億円、原告乙について50億円

であるか否か（争点2）、③ 原告らが平成17年分の所得税の確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについて国税通則法65条4項の「正当な理由」があるか否か（争点3）である。

5 当事者の主張

本件における当事者の主張は別紙4（当事者の主張）のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期（争点1）について （被告の主張の要旨）

ア 譲渡所得の収入金額の収入すべき時期等

所得税法は、各種所得の収入金額について、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、当該権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しており、所得税法36条1項にいう「収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額」の計上時期は、現実に収入のあった時期ではなく、収入すべきことが確定した時期であると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁参照）ところ、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得であるから、譲渡所得の帰属年度及び総収入金額に算入すべき金額については、所有権その他の権利が相手方に移転した時を基準として帰属年度を決定し、その給付請求権の金額をもって総収入金額に算入すべき金額とすべきである。

イ 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期

原告らは、平成17年8月31日付けで本件各譲渡合意を締結することにより、本件各株式をB社らに譲渡したものであり、A社は、同年9月15日に開催された取締役会において、原告らが本件各株式をB社に譲渡することを承認したのであって、本件各株式の所有権は平成17年中にB社らに移転したのであるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡収入の原因となる権利は平成17年中に確定しており、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年となるというべきである。

（原告らの主張の要旨）

ア 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期

原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、次のとおり、法律行為の要素の錯誤により無効であるか、又は詐欺により取り消されたものであり、原告らは、平成17年8月31日付けの本件各譲渡合意ではなく、平成19年4月15日付けの株式譲渡契約（本件各譲渡契約）により、本件各株式を譲渡したのであるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年ではなく平成19年であり、原告らの平成17年分の株式等に係る譲渡所得等の金額はいずれも零円である。

イ 本件各譲渡合意の錯誤無効

譲渡代金の支払方法が分割払（後払）とされている場合には、譲受人の素性或支払能力は、譲渡人の譲渡契約の締結の意思決定における最も重要な要素として、法律行為の要素となるところ、B社らは、本件各譲渡合意において、ニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされており、原告らもそのように認識していたが、実際はニューヨーク州政府に法人登録をされていなかったこと、及び、原告らは、丙から、B社らは米国のR市場に上場して

いるF社を中心とするFグループに属する法人であると説明され、B社らには総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結したが、B社らは、実際にはFグループに属する法人ではなかったことによれば、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示には、法律行為の要素の錯誤があるといえるのであって、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は錯誤により無効というべきである。

ウ 本件各譲渡合意の詐欺取消し

B社らは、原告らにおいて、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされておらず、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人ではないことを認識していれば、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結するはずがないことを知りながら、原告らがB社らの素性及び支払能力について錯誤に陥っていることを奇貨として、本件各譲渡合意を締結させたものであること、並びに、丙は、原告らから本件各株式を取り上げて、A社を単独で支配するため、戊らと共謀の上、実体のない法人であるB社らによる架空の買収話を作成したものであって、B社らはFグループに属する法人である旨、及び、自らも本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く旨、原告らに虚偽の事実を告知し、さらに、B社らはニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、有効に設立されてすらいなことを秘匿して、原告らをB社らの素性及び支払能力等について錯誤に陥れ、その錯誤の下で本件各譲渡合意の締結の意思表示をさせたものであることによれば、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、B社ら及び丙の詐欺により錯誤に陥ってしまったものであるといえるのであって、取り消すことができるものであるところ、原告らは、平成17年10月24日、B社らの日本における代表者である丁に対し、上記意思表示を取り消す旨の意思表示をしたのであり、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は詐欺により取り消されたというべきである。

(2) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額（争点2）について

（被告の主張の要旨）

ア 譲渡代金の支払方法が後払の場合の収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額

前記(1)（被告の主張の要旨）アのとおり、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得であるから、譲渡所得の帰属年度及び収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額については、所有権その他の権利が相手方に移転した時を基準として帰属年度を決定し、その給付請求権の金額をもって収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額とすべきであると解されるころ、本件のように、譲渡代金の支払方法が分割払（後払）とされている場合の収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額は、譲渡の時に確定した収入すべき金額の全額とするのが相当である（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁参照）。

イ 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額

原告らは、本件各譲渡合意を締結することにより、原告甲において譲渡代金75億円、毎月末日限り36回分割払と定めて本件株式1を、原告乙において譲渡代金50億円、毎月末日限り36回分割払と定めて本件株式2を、それぞれB社らに譲渡したものであり、譲渡の時に確定した収入すべき金額は、本件株式1について75億円、本件株式2について50億

円であるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、原告甲について75億円、原告乙について50億円である。なお、その後、上記譲渡収入金額の一部(本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22億8416万6316円)が、買受人であるB社から回収することができなくなったことにより、譲渡収入金額が回収不能となった場合の特例(所得税法64条1項)の規定に基づき所得金額の計算上なかったものとみなされている。

(原告らの主張の要旨)

ア 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額

仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、次のとおり、本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額(C社が本件各譲渡合意の締結後も平成18年1月までA社の取引に介在して利益を得たことについて、B社が、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって、原告らに対し、上記利益に相当する金額を本件各株式の譲渡代金から差し引く旨通知し、この通知に基づいて、平成17年10月分から平成18年3月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付した、原告甲について合計7億3137万1600円、原告乙について合計4億7231万4400円の本件各株式の譲渡代金の減額)がされたものとするのが相当である。

イ C社の利益分の減額

本件各譲渡合意6項及び7項によれば、B社らが本件各譲渡合意の締結時に本件各株式の譲渡代金を決定するに当たり前提としたA社の価値には、従前、C社がA社の取引に介在することによりC社に留保されていた利益が含まれていたといえるのであって、B社が、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより上記A社の価値が減少した分すなわちその間のC社の利益分だけ本件各株式の譲渡代金を減額することは、本件各譲渡合意に根拠を有する正当な行為であり、本件各株式の譲渡代金は、B社が平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって原告らに対しC社の利益分を差し引く旨通知したことにより、本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて、法律上減額されたといえることができる。

また、仮にそのように解することができないとしても、B社は、上記A社の価値の減少を理由として、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもってした上記通知により、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の減額の申込みをし、原告らは、これに異議を述べず、黙示の承諾をしたのであるから、本件各株式の譲渡代金は、原告らとB社との間に成立した新たな合意に基づいて、法律上減額されたといえることができる。

(3) 国税通則法65条4項の「正当な理由」の有無(争点3)について

(原告らの主張の要旨)

仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、原告らは、平成17年10月頃に、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされていないことを知ってから、本件各株式を詐取されたと考え、本件各株式を確保ないし取り戻すことに必死になっていたのであって、そのような客観的状況の下で、本件各株式が譲渡された

ことを前提に、自らが本件各株式の譲渡代金を受領する立場にあると認識することは不可能であり、上記収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるといえることができる。

(被告の主張の要旨)

原告らは、B社から本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で送付を受けた小切手を換金し、各自の名義の預金口座に入金した上、株式等やマンションの購入代金等自己の用に充てていたのであって、このことによれば、原告らが本件各株式を詐取されたと考えたことには疑問が残り、原告らが平成17年分の所得税の確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるとは到底いえることができないから、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるといえることができないことは明らかである。

(4) 本件各更正等の適否について

(被告の主張の要旨)

ア 本件各更正の適法性

本件において被告が主張する原告らの平成17年分の所得税の納付すべき税額は、別紙3(課税処分の根拠)のとおり、原告甲について5億2393万1800円、原告乙について3億5259万9700円であるところ、本件各更正における原告らの平成17年分の所得税の納付すべき税額は、別紙2(課税処分の経緯)のとおり、これと同額であるから、本件各更正は適法である。

イ 本件各賦課決定の適法性

上記アのとおり、本件各更正は適法であり、また、前記(3)(被告の主張の要旨)のとおり、原告らが本件各更正により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項の「正当な理由」があると認められるものはないから、原告らは、別紙3(課税処分の根拠)のとおり、原告甲について7080万2000円、原告乙について4953万5000円の過少申告加算税を納付すべき義務を負う。そして、本件各賦課決定における過少申告加算税の額は、別紙2(課税処分の経緯)のとおり、これと同額であるから、本件各賦課決定は適法である。

(原告らの主張の要旨)

ア 本件各更正の違法性

(ア) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成19年であるから、原告らの平成17年分の株式等に係る譲渡所得等の金額は零円であり、本件各更正は全部違法であるが、原告らは、本件各更正のうち前記第1(請求の趣旨)記載の金額を超える部分についてのみ取消しを求める。

(イ) 仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、原告甲について33億1172万4984円、原告乙について22億3435万9248円とするのが相当である。そして、これを前提として、原告甲の平成17年分の所得税の納付すべき税額等を計算すると、総所得金額が6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得等の金額が29億7283万5564円、納付

すべき税額が4億2101万6700円となり、また、原告乙の平成17年分の所得税の納付すべき税額等を計算すると、総所得金額が3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得等の金額が20億0843万3004円、納付すべき税額が2億8398万9700円となるのであって、本件各更正は、それぞれ上記金額を超える限度で違法であるから、その限度で取り消されるべきものである。

イ 本件各賦課決定の違法性

仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、前記(3)(原告らの主張の要旨)のとおり、原告らが平成17年分の所得税の確定申告において上記収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるのであって、本件各賦課決定は全部違法であるから、全て取り消されるべきものである。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実に加えて、証拠(甲1、2、5ないし8、10ないし27、29ないし32、37、38、40、41、乙3ないし5、8ないし12、14ないし16ないし31、34ないし36、38、39、41ないし44、原告甲本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) B社ら

ア B社

B社は、2005年(平成17年)10月24日に米国デラウェア州法を準拠法として設立された法人である。2006年(平成18年)1月1日当時、同社の代表者は戊、副社長は丁であり、Gという役員もいた。戊は、同社の発行済株式の総数1500株のうちの450株を保有していた。(甲5、6、乙8、9)

イ E社

E社は、2001年(平成13年)4月5日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるところ、2004年(平成16年)3月1日付けで税金の未納により法人の設立許可が無効となり、同年6月25日付けで同州のジェネラルコーポレーション法に基づく無効宣告を受けたが、2005年(平成17年)10月25日付けで2004年(平成16年)2月29日にさかのぼって法人の設立許可が回復された。E社の代表者は戊、取締役はH及びIであり、日本における代表者は丁である。(甲7、乙10ないし12)

ウ B社らとF社との関係

B社は、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループとは一切関係がなく、E社は、2004年(平成16年)の第3四半期まではF社の子会社であったものの、F社がその頃にE社の株式を丁及びJに売却したことにより、本件各譲渡合意の締結当時はFグループとは関係がなくなっていた(甲12、27)。もっとも、Fグループのホームページには、F社の会長兼CEOはHであり、社長はIである旨掲載されている。(甲8)

(2) 本件各譲渡合意の締結に至る経緯

ア A社の取締役の退任の届出

原告らと丙は、栄養補助食品の連鎖販売取引等を業とするA社の取締役兼株主として、同社を協力して経営していた(原告らと丙は、同社の関係仕入先として同社の取引に介在しその利益を社外に留保していたC社の取締役兼株主でもあった。)ところ、A社は、平成16

年に東京国税局の税務調査を受け、その際の指摘に従って、法人税の修正申告をした。このことに関連して、A社と原告ら及び丙は、平成17年●月に東京国税局から東京地方検察庁に対する告発を受け、法人税法違反により当庁において罰金刑の言渡しを受けた。原告らは、顧客等から苦情が寄せられるとともに、取引先からも不信感を持たれ、A社の営業に支障が生じたことから、その責任を取って適切な時期にA社の取締役を辞任し、同社の経営を退くこととした。原告らは、当初、丙と共に3名が同時に辞任することを考えていたが、同年7月初め頃、3名が同時に辞任するとA社の運営に支障が生ずるおそれがあるという、丙の提案により、丙は暫定的に会社に残り、原告らが先行して辞任することとなった。原告らは、同月中旬頃、丙に対し、同年8月末日をもってA社の取締役を辞任する旨の届出をした。(甲40、41、乙36、原告甲)

イ 丙の提案及び説明の内容

丙は、平成17年8月18日頃、原告らに対し、本件各株式をB社らに譲渡することを持ち掛けた。丙は、「本件株式3をB社らに売却することを検討しているが、B社らはA社の全株式を取得したいといっているので、原告らも一緒に本件各株式を売却してほしい。」と述べて、原告らに対し、丙を含めた3名がA社の全ての株式をB社らに譲渡することを提案し、B社らは米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると説明した(甲40、41、乙36、原告甲)。丙は、原告らに対し、B社らの情報として、戊との会談録(甲26)を提示した。この会談録には、「Fグループの日本部門E社及び同投資部門B社の戊会長は丙と2005年(平成17年)8月15日、ニューヨーク本社で会談し、A社の株式取得を実行する用意があることを確認した。」という記載があり、戊の経歴を示す脚注があるほか、丙と戊の会談の様子を撮影した写真が貼付されている。

(3) 本件各譲渡合意の締結

ア 原告らの応諾と契約の内容の確定

原告らは、B社らはFグループに属する法人であるという丙の説明を聞いただけで、直ちにその支払能力には問題がないと考え、また、丙も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くということであることから、B社らに対し、本件各株式を譲渡することとし、丙を通じて、B社らとの間で具体的な契約の内容に関する交渉を行うとともに、●●に事務所があるK弁護士に依頼して、契約の内容に関するリーガルチェックを受け、契約の内容を確定させたものの、この段階においては、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することはしなかった。(甲40、41、乙36、原告甲)

イ 本件各譲渡合意の締結

原告らは、平成17年9月16日、本件各株式を1株当たり2500万円でB社らに譲渡する旨の同年8月31日付け合意書に署名をして、B社らの日本における代表者である丁に交付し、丁は、同年9月23日、B社らの代表者である戊の署名がある上記合意書を原告らに送付し、これにより、原告らとB社らとの間で本件各譲渡合意が締結された。

ウ A社等の取締役の退任

原告らは、平成17年8月31日付けで、A社の取締役を退任した。また、丙は、同日付けで、C社の取締役を退任した。

エ 本件各株式の譲渡に係る取締役会の承認及び株主名簿の記載

A社は、平成17年9月15日に開催された取締役会において、原告らが本件各株式をB社に譲渡することを承認し、B社は、同年8月31日付けで、原告らに替わりA社の株主名簿に記載された。

オ 本件各譲渡合意の締結の事実等の発表

A社は、平成17年10月3日付け「資本売却に伴う経営体制の変更についてのお知らせ」をもって、B社が本件各譲渡合意により本件各株式を取得した事実を発表するとともに、B社の指名により丙が引き続きA社の代表取締役社長を務めるとした。(乙36)

(4) 本件各譲渡合意の締結後の経緯1 (原告らとB社らほかとの係争関係)

ア 本件各譲渡合意の締結当時、B社らが法人格を有していなかったことの判明

原告らの依頼を受けたK弁護士は、平成17年10月頃、ニューヨーク州政府に対し、B社らが同州政府に法人登録をされていることの証明を求めたところ、同州政府は、同月18日及び同月19日、同州政府に法人登録をされた法人等の中にB社らは見当たらないことを証明する文書(甲10、11)を発行した。また、F社は、同年11月30日、K弁護士の依頼を受けたL弁護士に対し、B社はFグループとは一切関係がない法人であり、E社は2004年(平成16年)の第3四半期まではF社の子会社であったものの、その頃、F社がE社の株式を同社の経営陣に売却したことにより、Fグループとは関係がなくなったものであると説明する文書(甲12)を送付した。なお、前記(1)ア及びイのとおり、B社は、2005年(平成17年)10月24日にデラウェア州法を準拠法として設立されたものであり、また、E社は、同月25日付けで2004年(平成16年)2月29日にさかのぼって法人の設立許可が回復されたものである。

イ 原告らによるB社らほかに対する通知

(ア) 原告らの代理人であったM弁護士は、平成17年10月20日頃、B社らの日本における代表者である丁に対し、B社らが有効に設立されていない事実が判明したとして、本件各譲渡合意は成立しておらず、又はその効力が一切生じていないと通知するとともに、同日付け通知書(甲13)をもって、A社に対し、本件各株式の譲渡に係る株主名簿の記載の訂正と、平成17年度の定時株主総会の招集通知書を原告らに送付することを求めた。

(イ) 原告らの代理人であったM弁護士は、平成17年10月24日付け通知書(乙43)をもって、B社らの日本における代表者である丁に対し、本件各譲渡合意においては、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされており、原告らはB社らがFグループに属する法人であると説明され、その前提の下で本件各譲渡合意を締結したものであるが、E社がニューヨーク州政府に法人登録をされておらず、デラウェア州法を準拠法として設立されているものの、2004年(平成16年)に法人の設立許可が無効となっていること、B社がニューヨーク州政府に法人登録をされておらず、デラウェア州法を準拠法として設立されてもいないこと、B社らは平成17年8月当時F社と何ら資本関係がなく関連会社ではなかったことが判明しており、譲受人である法人が有効に設立されていない以上、本件各譲渡合意は成立しておらず、また、仮にB社らが有効に設立されていたとしても、譲受人の社会的、経済的な信用力及び支払能力について法律行為の要素の錯誤があることからすると、本件各譲渡合意は無効であると解されるとして、本件各譲渡合意は成立しておらず、又はその効力が一切生じていないと通知した。

(ウ) B社らの代理人であったN弁護士は、平成17年11月17日付け「ご連絡」と題す

る書面（乙35）をもって、原告らの代理人であったM弁護士に対し、B社らが当事者となったことは本件各譲渡合意の不存在や錯誤無効の理由にならず、本件各譲渡合意の効力に何らの影響も及ぼすものではないと回答した。

上記「ご連絡」と題する書面には、「そもそも、本件各譲渡合意は、F社を中心とする企業グループであるFグループが、同グループにおいて税務対策上適切な法人を当事者に割り当て、本件各株式を譲り受けるという相互理解の下に締結されたものです。にもかかわらず、本件各譲渡合意において譲受人とされた法人が有効に存在しないことや、要素の錯誤を理由として、本件各譲渡合意の不存在や無効を主張することは理解に苦しむとしかいいようがありません。」「記憶を喚起していただくために、念のため申し述べますが、本件各譲渡合意13項には、『合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され』、『合衆国及び英国連邦政府の裁判所に司法管轄を委ねることに合意するがいずれの場合も合衆国及び英国連邦政府の裁判所となる』等の文言が用いられています。これに対し、当初、当方から提示した契約書案では、上記文言部分は『ニューヨーク州の法律に管轄され』、『ニューヨーク州及びアメリカ合衆国の裁判所に司法管轄権を委ねることに合意するがいずれの場合もニューヨーク市の裁判所となる』等とされていました。この当初案を、本件各譲渡合意の上記文言等に変更したのは、まさに、Fグループにおいて本件各譲渡合意の当事者として選択する法人が、単にニューヨークにとどまらず、アメリカ合衆国さらに英国連邦にまでその範囲が広がった事情を受けてのことであり、そのことは、原告らも理解されていました。原告らの代理人であったK弁護士は、本件各譲渡合意の一つ一つの条項を詰める当初の段階から相当程度関与しています。」という記載がある。

ウ 原告らによる仮の地位仮処分の申立て1

原告らは、平成●年●月●日、当庁に対し、A社を相手方として、B社らが有効に設立されていない以上、本件各譲渡合意は不存在であるなどと主張し、同月30日までに開催されるべき平成17年度の定時株主総会において原告らに議決権を行使させることを求める仮処分の申立てをした（甲14）が、上記株主総会が同月4日に開催された（乙34）ことから、同月●日、この仮処分の申立てを取り下げた。B社は、上記株主総会で、A社の株主として本件各株式の議決権を行使している。

エ 戊の宣誓供述書

戊の2005年（平成17年）11月5日付け宣誓供述書（甲27）には、「私は、同年8月15日に行われたミーティングの後に、B社の買収担当部門のバイスプレジデントであったJに対し、本件各譲渡合意を英語に訳したものについて、『私にはよいと思える。また、それに署名してもよいだろう。』と述べました。」「私は、本件各譲渡合意に係る合意書の署名欄に署名をしておらず、私の代わりに署名をする権限を他の者に授与したこともありません。」「私は、同年10月21日にL弁護士と電話で話をした際に、何者かが上記署名欄に私の名義の署名をしたことを知り、その後、Jから、上記署名は丁が私から私の署名を代行する権限を授与されたものと理解してしたものであると知らされました。」「私は、その後、Jに対し、『もしもJが私に対し、私の署名を代行する権限を丁に授与するように頼んできたとしたら、私は、私が内容を確認した英語訳と日本語版の内容が同じであるとJが保証したならば、署名を代行する権限を授与していただろう。』と述べました。」「同年8月15日に行われたミーティングの出席者は私、丙、J、丁ほか2名であり、その席上で、丙は、『本

件各譲渡合意の締結後も、私はA社の会長職にとどまり、また、同社の株主であり続ける。』と述べました。」「上記ミーティングにおいて、私は、私を非常に限定された責任の下でB社らの会長に指名する内容を含む、丙、J、丁との間の報酬契約に署名しました。」「私は、同年10月20日に、L弁護士経由で、B社らが真正に設立されていないことを知り、Jに対し、問題提起をしたところ、Jは、E社の法人登録が2004年（平成16年）に同社をJと丁に売却したF社の手落ちにより消滅していたことを知りませんでした。」という記載がある。

オ 原告らによる仮の地位仮処分の申立て2

原告らは、平成17年10月5日に開催されたA社の臨時株主総会において丙が取締役に重任されるとともに原告らに退職金を支給しないものとする決議がされたことを知り、当庁に対し、同年●月●日、A社及び丙ほかを相手方として、A社の代表取締役及び取締役の職務執行の停止並びにその期間中の職務代行者の選任を求める仮処分の申立てをし（甲15）、同月●日には、A社を被告として、その本案である上記株主総会決議の取消しの訴えを提起した。（甲16）

原告らは、上記仮処分の申立て及び株主総会決議の取消しの訴えにおいて、B社らが有効に設立されていない以上、本件各譲渡合意は不存在であり、仮にB社らが有効に設立されているとしても、B社らがFグループに属する法人ではない以上、本件各譲渡合意は法律行為の要素の錯誤により無効であるから、上記株主総会決議は真正な株主である原告らに対する招集通知をすることなく開催されたものであり、その手続には法令に違反する重大な瑕疵があるなどと主張した。

カ 丙の逮捕とA社の取締役からの解任

丙は、平成●年●月●日に覚せい剤取締法違反の容疑により逮捕され（甲30ないし32）、同月18日にはA社の代表取締役を、同年3月22日には同社の取締役を解任された。A社の取締役には、同日、Gが就任した。（甲2、乙5）

キ 平成17年分の所得税の確定申告

原告らは、法定の申告期限内に、芝税務署長に対し、平成17年分の所得税の確定申告をしたが、B社らとの間で、本件各譲渡合意についての係争関係にあり、その不存在又は無効を主張していたことから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得は発生していないものとして、上記申告をした。（乙3、4）

ク 仮の地位仮処分の申立ての却下決定等

当庁は、平成●年●月●日、本件各譲渡合意は有効に成立しているとして、上記オの仮処分の申立てを却下する決定をした。原告らは、即時抗告をしたが、東京高等裁判所は、同年●月●日、この即時抗告を棄却する決定をした。原告らは、平成●年●月●日、上記オの訴えを取り下げた。（乙14、15）

ケ B社に対する配当

A社は、自らがB社に対し本件各株式に係る平成17年8月期の配当金3000万円の支払債務を負っているものとして、平成18年11月6日、B社に対し、上記配当金とB社に対する未収金債権とを対当額で相殺する旨の意思表示をした。（乙26）

(5) 本件各譲渡合意の締結後の経緯2（本件各株式の譲渡代金の支払）

ア C社への振替え分に係る通知

A社は、平成17年8月当時、C社を通じてD社からの商品の仕入れを行っていたところ、原告らとB社は、C社はA社の商流から外れる旨合意していたが、B社らがC社に替わりA社の商流に入るものとしていたQ社（甲17）の準備が整わなかったため、C社は、A社の商流から外れるのが遅れ、平成18年1月までA社の取引に介在していた。B社は、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面（甲18）をもって、原告らの代理人であったM弁護士に対し、「Q社及びD社の準備が整うまでの間の暫定措置として、旧来の取引ルートで流通していることを報告いたします。」、「10月支払分及び11月支払分は、C社に、D社への実質支払に加えて、10月支払分2億4320万円、11月支払分1億6800万円をA社から送金しております。これをC社から原告らへ振替支払願います。」、「当社（B社）は、お二人合計の本件各株式の譲渡代金の1か月分に当たる4億1500万円から上記の金額を差し引いた10月支払分1億7180万円、11月支払分2億4700万円を送金します。」と通知した。

イ B社の小切手の送付1

B社は、平成17年10月31日以降、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で、同社振出しの小切手を送付した。もっとも、B社は、上記アの通知に基づいて、同月分から平成18年3月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付したところ、この減額に係る金額は、原告甲について合計7億3137万1600円、原告乙について合計4億7231万4400円となった（B社は、この減額に係る金額と同じ金額をC社に送金した。）。（甲18ないし20）

ウ 退職金相当額の返還請求権との相殺

原告らは、平成17年8月31日付けでA社の取締役を退任した際に、原告甲において退職金3億円を、原告乙において退職金2億円を、それぞれ受け取った（乙16、17）が、同年10月5日に開催されたA社の臨時株主総会において、原告らに退職金を支給しないものとする株主総会決議がされたことにより、A社に対し、上記退職金相当額の返還をする義務を負うに至った（B社は、上記株主総会で、A社の株主として本件各株式の議決権を行使している。）（乙18）。B社は、平成18年2月27日、上記退職金相当額の返還請求権をA社から譲り受け（乙19）、同年3月31日付け「送金額明細書」と題する書面（甲20）をもって、原告らに対し、この退職金相当額の返還請求権と本件各株式の譲渡代金債権とを対当額で相殺する旨通知し、この通知に基づいて、平成18年3月分から同年5月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付したところ、この減額に係る金額は、原告甲について合計3億円、原告乙について合計2億円となった。（甲20ないし22）

エ 本件各株式の譲渡代金の支払方法の変更（リスケジュール）

B社は、A社の平成18年8月期の中間申告においてその経常利益が30%以上悪化したことを理由として、平成18年5月頃、「お知らせ」と題する書面（甲23）をもって、原告らに対し、本件各譲渡合意6項に基づいて本件各株式の譲渡代金の支払方法を36回分割払から72回分割払に変更する旨通知し、その後、この通知に基づいて、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付した。

オ B社の小切手の送付2

B社は、後記(9)の支払の停止まで、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨

で、同社振出しの小切手を送付した。原告らがB社から受け取った小切手の金額は、原告甲において合計30億1172万4984円、原告乙において合計20億3435万9284円（いずれもドル建ての小切手については1ドル118円として換算したもの）である。原告甲は、上記金員のうち8500万円を平成18年1月11日にO株式会社の株式ほかの有価証券の購入に充てたほか、一部をA社の商流から外れたC社の借入金の返済に充てた。原告乙は、上記金員のうち2億3475万円を平成18年1月23日に自宅マンションの購入に充て、2億円を同年5月24日に原告甲に対する貸付けに充てた。（乙17、20ないし25、27ないし31）

(6) 本件各株式の株券の所持

原告甲は本件株式1（300株）のうち150株の株券を、原告乙は本件株式2（200株）のうち100株の株券を、それぞれ所持しており、残りの株式は全て株券未発行の状態にあったところ、原告らは、上記所持に係る株券についてB社に対する現実の引渡しをせず、そのまま所持していた。（乙36）

(7) 本件各譲渡契約の締結

ア 原告らは、平成19年4月15日付けで、B社との間で、本件各株式をB社に譲渡する旨の本件各譲渡契約を締結した。（甲24）

イ 本件各譲渡契約には、要旨次のとおりの約定がある。

（ア） 原告らとB社は、本件各株式を目的として、株式譲渡契約を締結する。（前文）

（イ） 本件各譲渡契約は、原告らがB社らとの間で本件各譲渡合意を締結した当時、B社らが設立されておらず又は無効登録がされており、かつ、B社らの資本関係について当事者間に認識の不一致があったことから、本件各譲渡合意の成立又は有効性について訴訟上争われていたこと、本件各譲渡合意の締結当時想定していたA社の商流の変更が予定どおり行われず、原告らが経営するC社がなお仕入れに関与して利益を得ていたこと、B社が原告らに対し小切手で交付してきた本件各株式の譲渡代金の額が本件各譲渡合意の定める金額と一致していないこと等の事情から、本件各譲渡合意を無効とした上で新たに本件各株式をB社に譲渡することを目的とするものである。（1条）

（ウ） 原告らとB社は、本件各譲渡合意がその効力を有しないことを相互に確認し、本件各譲渡契約において新たに本件各株式の譲渡を行うものとする。ただし、本条の規定にかかわらず、原告らは、平成17年8月31日以降、B社がA社の株主としてその株主総会において本件各株式についてした議決権の行使その他の株主権の行使の結果について争わない。（2条）

（エ） 原告らは、本件各譲渡契約をもって、本件各株式の全てをB社に譲渡し、本件各譲渡契約の締結後速やかに、本件各株式の株券のうち原告らが所持するものをB社に交付する。（3条）

（オ） 本件株式1の譲渡代金は総額64億7778万8400円とし、原告甲において預り済みの16億6293万5343円を全額譲渡代金に充当し、B社は、残額48億1485万3057円を56回に分割して支払う。本件株式2の譲渡代金は総額43億1852万5600円とし、原告乙において預り済みの11億2406万5966円を全額譲渡代金に充当し、B社は、残額31億9445万9634円を56回に分割して支払う。（4条）

(8) 本件各更正等

芝税務署長は、原告らは平成17年8月31日付けで本件各譲渡合意を締結し本件各株式をB社らに譲渡したことにより平成17年中にその譲渡代金を得たとして、平成19年11月28日付けで、原告らに対し、本件各更正等をした。

(9) 本件各株式の譲渡代金の支払の停止

B社は、平成20年8月分までは、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で、本件各譲渡契約の定める各月の支払額の小切手を送付していたが、同年9月分として1500万円の小切手を送付したのを最後に、小切手を送付しなくなった。本件各株式の未払譲渡代金は、本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22億8416万6316円である。(甲25)

なお、平成●年●月●日に、A社が、海外のタックスヘイブンにあるペーパー会社に融資の利払の名目で利益供与したとして、十数億円の申告漏れを東京国税局から指摘された旨の新聞報道があった。この新聞報道によれば、上記ペーパー会社は、A社の大株主であった米国の投資会社が実質的に支配していた会社であり、A社から上記ペーパー会社に融資の利払の名目で供与された利益は上記投資会社に流れ、A社の旧大株主二名に対する株式購入代金の支払に充てられたとされている。(甲29)

(10) B社によるA社の全株式の売却

A社は、平成21年3月5日、B社が2008年(平成20年)11月1日にA社の全株式をPに売却した旨のプレスリリースをした。(乙44)

(11) 原告らの更正の請求及び本件各再更正等

原告らは、本件各株式の譲渡代金の支払をB社から受けることができなくなったため、B社に対し、本件各株式の未払譲渡代金(本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22億8416万6316円)を放棄する旨の意思表示をした(乙41、42)上、本件各株式の譲渡代金の一部が回収不能となったことを理由として、原告甲において平成22年1月15日付けで、原告乙において同年7月5日付けで、所得税法152条、64条1項(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)の規定に基づき、芝税務署長に対し、それぞれ平成17年分の所得税の更正の請求をした(乙38、39)ところ、芝税務署長は、原告らの更正の請求を一部認容して、原告甲に対し同年5月31日付けで、原告乙に対し同年8月13日付けで、本件各再更正等をした。(甲37、38)

2 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期(争点1)について

(1) 譲渡所得の収入金額の収入すべき時期

所得税は、一暦年を単位として、その年ごとに所得金額を計算し、課税されるものであるところ、所得税法36条1項の規定が、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、「その年において収入すべき金額」とすると定め、「その年において収入した金額」とするとは定めていないことからすると、同法は、各種所得の収入金額の収入すべき時期について、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生したときは、その発生の際に所得の実現があったものとして、当該確定的な権利発生の際の属する年分の各種所得の金額の計算上収入金額とし又は総収入金額に算入すべきものとするいわゆる権利確定主義を採用していると解される(最高裁判昭和●●年(〇〇)第●●号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁参照)。

この権利確定主義の下において、資産の譲渡代金に対しては、その現実の支払がされる前にそれがされたのと同様の所得税が課税されるから、その後に至ってそれが回収不能となった場合には、現実の収入がないにもかかわらず所得税が課税されることとなるおそれがあるが、このような場合については、所得税法64条1項及び152条の各規定による所得計算及び更正の請求の特例が設けられ、上記不都合の調整が図られている。

そして、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得（所得税法33条1項）、すなわち、資産の所有権その他の権利の移転の対価たる所得であり、その収入の原因である資産の譲渡による代金債権は、当該資産の所有権その他の権利が相手方に移転した時に確定的に発生するものであるから、譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は、当該資産の所有権その他の権利が相手方に移転した時であり、当該譲渡所得の収入金額は、当該資産の所有権その他の権利が相手方に移転した時の属する年分のそれとし、又は同年分の総収入金額に算入すべきものであると解するのが相当である（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同40年9月24日第二小法廷判決・民集19巻6号1688頁参照）。

(2) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期

ア 本件各譲渡合意の締結

前記1(3)イのとおり、原告らは、平成17年9月16日、本件各株式を1株当たり2500万円でB社らに譲渡する旨の同年8月31日付け合意書に署名をして、B社らの日本における代表者である丁に交付し、丁は、同年9月23日、B社らの代表者である戊の署名がある上記合意書を原告らに送付したのであって、原告らは、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結し、本件各株式をB社らに譲渡したといえることができる。そして、前提事実(2)イ(イ)のとおり、本件各譲渡合意には、「対象となる資産は、原告らの保有する本件各株式である。本件各株式の所有権は、この合意書にサインされた日付からB社らに引き継がれ、同時に、原告らは、A社の株主責任について免責される。」という約定(1項)がある。

この点について、前記1(4)エのとおり、戊の2005年(平成17年)11月5日付け宣誓供述書には、「私(戊)は、本件各譲渡合意に係る合意書の署名欄に署名をしておらず、私の代わりに署名をする権限を他の者に授与したこともありません。」「私は、2005年(平成17年)10月21日にL弁護士と電話で話をした際に、何者かが上記署名欄に私の名義の署名をしたことを知り、その後、Jから、上記署名は丁が私から私の署名を代行する権限を授与されたものと理解してしたものであると知らされました。」という記載があるが、丁は、B社らの日本における代表者であるし、また、上記宣誓供述書には、その一方において、「私は、2005年(平成17年)8月15日に行われたミーティングの後に、B社の買収担当部門のバイスプレジデントであったJに対し、本件各譲渡合意を英語に訳したものについて、『私にはよいと思える。また、それに署名してもよいだろう。』と述べました。」「私は、その後(丁が戊の代わりに上記署名をしたということを知った後)、Jに対し、『もしもJが私に対し、私の署名を代行する権限を丁に授与するように頼んできたとしたら、私は、私が内容を確認した英語訳と日本語版の内容が同じであるとJが保証したならば、署名を代行する権限を授与していただろう。』と述べました。」という記載もあることによれば、丁は、本件各譲渡合意の締結当時、戊に代わり本件各譲渡合意に係る合意書に署名をし本件各譲渡合意を締結する権限を授与されていたと認めることができるか、または、少なくとも、戊は、2005年(平成17年)10月末頃、丁が同年9月23日頃に戊に代わり本件各譲

渡合意に係る合意書に署名をしてした本件各譲渡合意の締結を追認したと認めることができるというべきである。

イ 本件各株式の株券の交付

(ア) 商法（平成17年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。）205条1項の規定は、「株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス」と定めており、株券の交付は株式の譲渡の効力要件であると解される所、前記1(6)のとおり、原告らは、本件各譲渡合意の締結当時、その所持に係る株券（本件株式1のうちの150株の株券、本件株式2のうちの100株の株券）についてB社に対する現実の引渡しをせず、そのまま所持していたものであるが、前提事実(2)イ(イ)のとおり、本件各譲渡合意には、「対象となる資産は、原告らの保有する本件各株式である。本件各株式の所有権は、この合意書にサインされた日付からB社らに引き継がれ、同時に、原告らは、A社の株主責任について免責される。」という約定（1項）があることによれば、原告らは、本件各譲渡合意の締結に当たり、本件各株式の株券のうち本件各譲渡合意の締結当時、原告らが株券の発行を受けて所持していたもの（本件株式1のうちの150株の株券、本件株式2のうちの100株の株券）を以後B社らのために占有する意思表示をし、上記株券について占有改定（民法183条）をしたというべきであって、B社らは、これによって上記株券の占有を取得し、その交付を受けたということができる。

この点について、原告らは、本件各譲渡合意の締結直後から、その効力を争っていたのであるから、占有改定の意思表示をしていないことは明らかであると主張する。しかし、原告らの上記主張に係る事実、本件各譲渡合意の締結当時、占有改定の意思表示がされたという事実認定を妨げないものである。

(イ) また、前提事実(1)アのとおり、平成17年8月当時、A社は、その定款をもって、同社の株式を譲渡する場合には取締役会の承認を受けることを要する旨定めていたところ、前記1(6)のとおり、本件各譲渡合意の締結当時、本件各株式の一部（本件株式1のうちの150株、本件株式2のうちの100株）は、商法226条1項ただし書の規定により、株券未発行の状態にあったのであって、本件各株式の株券のうち本件各譲渡合意の締結当時、株券未発行の状態にあったものについては、B社らとその交付を受けたということができないが、前記1(3)エのとおり、A社は、平成17年9月15日に開催された取締役会において、原告らが本件各株式をB社に譲渡することを承認し、B社は、同年8月31日付けで、原告らに替わりA社の株主名簿に記載された上、前記1(4)ウ及び(5)ウのとおり、B社は、平成17年10月5日に開催されたA社の臨時株主総会及び同年11月4日に開催された同社の定時株主総会で、A社の株主として本件各株式の議決権を行使しており、また、前記1(4)ケのとおり、A社は、自らがB社に対し本件各株式に係る平成17年8月期の配当金3000万円の支払債務を負っているものとして、平成18年11月6日、B社に対し、上記配当金とB社に対する未収金債権とを対当額で相殺する旨の意思表示をしたことによれば、A社は、B社らをA社の本件各株式の株主として取り扱っており、また、B社らも、自ら本件各株式の株主としてその共益権及び自益権を行使していたというべきであって、B社らは、本件各譲渡合意により、本件各株式のうち本件各譲渡合意の締結当時、株券未発行の状態にあったものの株主たる地位の移転を実質的には受けたということができる。

ウ 本件各株式の譲渡に係る取締役会の承認

前提事実(1)アのとおり、平成17年8月当時、A社は、その定款をもって、同社の株式を譲渡する場合には取締役会の承認を受けることを要する旨定めていたところ、前記1(3)エのとおり、A社は、平成17年9月15日に開催された取締役会において、原告らが本件各株式をB社に譲渡することを承認したと認めることができる。

エ 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期

上記ア、イ(ア)及びウのとおり、本件各株式のうち本件各譲渡合意の締結当時、原告らが株券の発行を受けて所持していたものは、本件各譲渡合意により、B社らに譲渡され、かつ、その株券がB社らに占有改定の方法により交付されたものである上、原告らは、本件各譲渡合意についてA社の取締役会の承認を受けたのであるから、上記株式の株主たる地位は、本件各譲渡合意により、B社らに移転したとすることができる。したがって、本件各株式のうち本件各譲渡合意の締結当時、原告らが株券の発行を受けて所持していたものの譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は、本件各譲渡合意が締結された時である平成17年9月23日であり、当該譲渡所得の収入金額は、本件各譲渡合意が締結された時の属する平成17年分の原告らの総収入金額に算入すべきである。

また、上記ア、イ(イ)及びウのとおり、本件各株式のうち本件各譲渡合意の締結当時、株券未発行の状態にあったものは、本件各譲渡合意により、B社らに譲渡されたものである上、原告らは、本件各譲渡合意についてA社の取締役会の承認を受けたところ、上記株式は、その株券がB社らに交付されたということができないが、上記イ(イ)のとおり、上記株式の株主たる地位は、本件各譲渡合意により、B社らに実質的に移転したとすることができる。したがって、本件各株式のうち本件各譲渡合意の締結当時、株券未発行の状態にあったものの譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は、本件各譲渡合意が締結された時である平成17年9月23日であり、当該譲渡所得の収入金額は、本件各譲渡合意が締結された時の属する平成17年分の原告らの総収入金額に算入すべきである。

(3) 原告らの主張について

ア 原告らは、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、法律行為の要素の錯誤により無効であるか、又は詐欺により取り消されたものであり、原告らは、平成17年8月31日付けの本件各譲渡合意ではなく、平成19年4月15日付けの株式譲渡契約により、本件各株式を譲渡したのであるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年ではなく平成19年であり、原告らの平成17年分の株式等に係る譲渡所得等の金額はいずれも零円であると主張する。

イ 本件各譲渡合意の成立の準拠法

(ア) 本件各譲渡合意の成立の準拠法の決定の必要性

原告らは、本件各譲渡合意の締結の意思表示の瑕疵を主張するところ、本件各譲渡合意は、日本国籍を有する原告らと、前記1(1)ア及びイのとおり、デラウェア州法を準拠法として設立されたB社らとの間で締結されたものであって、法律関係を構成する要素が複数の国に関係する、いわゆる渉外的法律関係であるから、本件各譲渡合意の成立（法律行為の要素の錯誤、詐欺）について判断するに当たっては、まずその準拠法を決定しなければならない。

(イ) 本件各譲渡合意の成立の準拠法はデラウェア州法であること

そこで、この点について検討すると、法の適用に関する通則法7条の規定は、「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」と定め、法律行為の成立及び効力の準拠法を選択について当事者自治の原則を採用している（なお、本件各譲渡合意は、法の適用に関する通則法が施行された日である平成19年1月1日より前に締結されたものであるが、同法附則2条の規定により、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法については、同法7条の規定が適用される。）。そして、前提事実(2)イ(ケ)のとおり、本件各譲渡合意には、「本件各譲渡合意は、合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され、かつ、他の法律との利害対立の原則に影響を及ぼすことなく解釈されるものとする。」という約定(13項)があることに加えて、前記1(4)イ(ウ)のとおり、B社らの代理人であったN弁護士が原告らの代理人であったM弁護士に対し平成17年11月17日付けで送付した「ご連絡」と題する書面には、「本件各譲渡合意は、F社を中心とする企業グループであるFグループが、同グループにおいて税務対策上適切な法人を当事者に割り当て、本件各株式を譲り受けるという相互理解の下に締結されたものです。」、「本件各譲渡合意13項には、『合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され』、『合衆国及び英国連邦政府の裁判所に司法管轄を委ねることに合意するがいずれの場合も合衆国及び英国連邦政府の裁判所となる』等の文言が用いられています。これに対し、当初、当方から提示した契約書案では、上記文言部分は『ニューヨーク州の法律に管轄され』、『ニューヨーク州及びアメリカ合衆国の裁判所に司法管轄権を委ねることに合意するがいずれの場合もニューヨーク市の裁判所となる』等とされていました。この当初案を、本件各譲渡合意の上記文言等に変更したのは、まさに、Fグループにおいて本件各譲渡合意の当事者として選択する法人が、単にニューヨークにとどまらず、アメリカ合衆国さらに英国連邦にまでその範囲が広がった事情を受けてのことであり、そのことは、原告らも理解されました。原告らの代理人であったK弁護士は、本件各譲渡合意の一つ一つの条項を詰める当初の段階から相当程度関与しています。」という記載があることをも考慮すると、原告ら及びB社は、本件各譲渡合意の締結当時、本件各譲渡合意により本件各株式の譲渡を受ける法人の設立準拠法を本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法として選択することを合意していたものであると認めるのが相当である。そして、本件各譲渡合意により本件各株式の譲渡を受ける法人であるB社らの設立準拠法はデラウェア州法であることは上記(ア)のとおりであるから、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法はデラウェア州法であるということになる。

(ウ) 原告らの主張等について

- a 原告ら及び被告は、いずれも、本件各譲渡合意の成立の準拠法は、本件各譲渡合意13項にかかわらず、日本法であると解すべきであると主張し、この点については当事者間に争いが無い。

しかし、準拠法の決定は、法令の解釈適用に関する法律問題であり、弁論主義の妥当する範囲の中には含まれないから、裁判所は、当該法律行為の成立の準拠法について自白が成立している場合であっても、それには拘束されず、当該事案の具体的な事実関係の下で客観的に法令を解釈適用し、当該法律行為の成立の準拠法を決定しなければならないというべきである。

- b 原告らは、本件各譲渡合意13項は、いずれの法を準拠法として選択するのか明確で

はないことからすると、その効力を有しないというべきであると主張する。

しかし、本件各譲渡合意13項の文言に加えて、原告らとB社らとの間で本件各譲渡合意13項の前提事実(2)イ(ケ)の文言が確定された過程をも考慮すれば、その約定の内容を客観的に確定することができることは、上記(イ)のとおりである。

- c 原告らは、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、法律行為の要素の錯誤により無効であるか、又は詐欺により取り消されたものであるから、本件各譲渡合意13項はその効力を有しないというべきであると主張する。

しかし、法律行為の成立及び効力の準拠法を選択する当事者間の合意は、抵触法 (Conflict of Laws) 上の行為であって、実質法上の合意である当該法律行為そのもの(これを本件に即していえば本件各株式の譲渡契約である。)とは区別されるべきものであり、実質法上の合意である当該法律行為そのものに意思表示の瑕疵がある場合であっても、抵触法上の行為である上記当事者間の合意にまで意思表示の瑕疵があるということには当然にはならず、抵触法上の行為である上記当事者間の合意に意思表示の瑕疵があるというためには、抵触法上の行為である上記当事者間の合意そのものに意思表示の瑕疵があることを要するところ、本件において原告らが主張する法律行為の要素の錯誤及び詐欺は、B社らの素性或支払能力、丙が本件株式3をB社らに譲渡するかという、実質法上の合意である当該法律行為そのものに関わるものでしかなく、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法としていかなる法を選択するかという、抵触法上の行為である上記当事者間の合意に関わるものではないから、仮に本件各譲渡合意の成立に原告らの上記主張に係る意思表示の瑕疵があるものとしても、抵触法上の合意である本件各譲渡合意13項の成立に意思表示の瑕疵があるということにはならないのであって、原告らの上記主張は失当である。

ウ デラウェア州法上の錯誤について

原告らは、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法がデラウェア州法であることを前提とする限り、本件各譲渡合意について錯誤無効を主張しないとする。なお、念のため、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法が日本法であるとした場合の錯誤の成否について、後に検討する。

エ デラウェア州法上の詐欺の成否

(ア) 原告らは、衡平法上の詐欺として、丙は、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をし、また、自らがB社らに影響力を有していることを告知しなかった上、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をしたと主張し、コモンロー上の詐欺として、B社らは、本件各譲渡合意に係る合意書に、自らがニューヨーク州の法律で組織化された会社であると表示しているが、実際には、ニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったものであって、B社らは虚偽の事実の表示をしたということができると主張する。

(イ) 衡平法上の詐欺の成否

a 相手方の虚偽の事実の表示について

(a) B社らの支払能力及び本件株式3の譲渡に係る虚偽の事実の表示について

前記1(2)イのとおり、丙は、平成17年8月18日頃、原告らに対し、本件各株式をB社らに譲渡することを持ち掛け、その際、「本件株式3をB社らに売却することを検討しているが、B社らはA社の全株式を取得したいといっているので、原告らも一緒に本件各株式を売却してほしい。」と述べて、原告らに対し、丙を含めた3名がA社の全ての株式をB社らに譲渡することを提案し、B社らは米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると説明したと認めることができることに加えて、前記1(1)ウのとおり、B社は、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループとは一切関係がなく、E社は、2004年(平成16年)の第3四半期まではF社の子会社であったものの、F社がその頃にE社の株式をそれ以前から同社の経営陣であった丁及びJに売却したことにより、本件各譲渡合意の締結当時はFグループとは関係がなくなっていたと認めることができる(なお、前記1(4)アのF社が平成17年11月30日にK弁護士の依頼を受けたL弁護士に対して送付した文書の記載内容によれば、丁及びJは、E社がF社の子会社であった頃からE社の経営陣であったと認めることができる。)こと、前記1(3)エのとおり、B社は、平成17年8月31日付けで、原告らに替わりA社の株主名簿に記載されたのであって、A社の株主名簿(乙第6号証)上、本件各株式については、B社らに譲渡された旨が記載されているが、本件株式3については、B社らに譲渡された旨は記載されておらず、それ以前と同様に丙が株主であるものとされていること、前記1(4)エのとおり、戊の2005年(平成17年)11月5日付け宣誓供述書には、「(平成17年)8月15日に行われたミーティングの出席者は私(戊)、丙、J、丁ほか2名であり、その席上で、丙は、『本件各譲渡合意の締結後も、私はA社の会長職にとどまり、また、同社の株主であり続ける。』と述べました。」という記載があることを併せれば、丙は、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をしたと認めることができる。

(b) B社らに影響力を有していることに係る虚偽の事実の表示について

その一方において、① 上記(a)のとおり、E社は、2004年(平成16年)の第3四半期まではF社の子会社であり、F社がその頃にE社の株式をそれ以前から同社の経営陣であった丁及びJに売却したものであると認めることができることに加えて、② 前記1(1)アのとおり、B社は、2005年(平成17年)10月24日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるところ、2006年(平成18年)1月1日当時、同社の代表者は戊、副社長は丁であり、戊は、同社の発行済株式の総数1500株のうちの450株を保有していたこと、③ 前記1(1)イのとおり、E社は、2001年(平成13年)4月5日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるところ、2004年(平成16年)3月1日付けで税金の未納により法人の設立許可が無効となり、同年6月25日付けで同州のジェネラルコーポレーション法に基づく無効宣告を受けた(前記1(4)エによれば、この事実経過は、上記のとおり、E社の株式を丁及びJに売却したF社の事務手続上の誤りにより生じたものであると認めることができる。)が、2005年(平成17年)10月25日付けで2004年(平成16年)2月29日にさかのぼって法人の設立許可が回復され

たものであって、同社の代表者は戊、取締役はH及びI（前記1(1)ウによれば、同人らはF社の関係者であると認めることができる。）であり、日本における代表者は丁であること、④ 前記1(4)カのとおり、丙は、平成●年●月●日に覚せい剤取締法違反の容疑により逮捕され、同月18日にはA社の代表取締役を、同年3月22日には同社の取締役を解任されたと認めることができるが、A社の取締役には、同じ日に、G（前記1(1)アによれば、同人らはB社の関係者であると認めることができる。）が就任しており、B社は、その後も、前記1(10)のとおり、2008年（平成20年）11月1日にA社の全株式を売却するまで、A社の経営を行っていたことがうかがわれることを併せれば、B社は、実体のない法人ではなく、E社においては、2001年（平成13年）4月5日にF社の子会社としてデラウェア州法を準拠法として設立され、2004年（平成16年）の第3四半期頃にF社から丁及びJに株式が売却された後は、税金の未納により法人の設立許可が無効となっていたが、原告らと本件各譲渡合意を締結した際に2005年（平成17年）10月25日付けでその回復の手續が執られたものであり、また、B社においては、原告らと本件各譲渡合意を締結するに当たり、2005年（平成17年）10月24日に丁及びJ並びに同人らからB社らの会長に指名された戊ほかの者によりデラウェア州法を準拠法として設立されたものであって、いずれも上記3名やそのほかの者により、丙から独立した独自の利害をもって経営されていたものであると認めることができる。本件において、丙がB社らにその意思決定を左右するような影響力を有していたと認めるに足りる証拠はなく、丙が、原告らに対し、自らがB社らに影響力を有していることを告知しなかったことをもって、（重要な事実を秘匿するという不作為により）虚偽の事実の表示をしたということとはできない。

この点について、原告らは、前記1(4)エのとおり、戊の2005年（平成17年）11月5日付け宣誓供述書に、「（平成17年8月15日に行われた）ミーティングにおいて、私（戊）は、私を非常に限定された責任の下でB社らの会長に指名する内容を含む、丙、J、丁との間の報酬契約に署名しました。」という記載があることを指摘する。

しかし、この記載にいう報酬契約の具体的な内容は明らかではないし、また、この記載によれば、この報酬契約には、丙のほかにも、丁及びJという当事者がいたと認めることができるところ、上記(a)のとおり、同人らは、2004年（平成16年）の第3四半期頃にF社からE社の株式の売却を受けた者であると認めることができ、そのことからすると、仮に上記報酬契約に、戊を非常に限定された責任の下でB社らの会長に指名する内容が含まれていたとしても、そのような内容の報酬契約を締結することを決定したのは丁又はJであることがうかがわれるのであって、上記宣誓供述書の記載から、丙がB社らに影響力を有していたと認めることはできないというべきである。

(c) B社らの素性に係る虚偽の事実の表示について

丙が、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をしたことは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りず、むしろ、B社らの代理人であったN弁護士が原告らの代理人であつ

たM弁護士に対し平成17年11月17日付けで送付した「ご連絡」と題する書面に、前記1(4)イ(ウ)のとおり記載があることによれば、本件各譲渡合意に係る合意書の前文に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという真実と異なる表示がされるに至ったのは、B社らの側が提示した上記合意書の当初の案文では、前文に「ニューヨーク州の法律で組織化された会社」という文言が記載され、また、13項に「ニューヨーク州の法律に管轄され」という文言が記載されていたところ、B社らの側において、税務対策等の観点からどの法人を本件各譲渡合意の当事者とするかを当初の段階では決定することができなかった（なお、乙第14号証及び乙第15号証（前記1(4)クの仮処分申立却下決定及び即時抗告棄却決定の決定書）によれば、丁及びJ並びに戊らの法人はB社らのほかにもあり、その中には、タックスヘイブン（租税回避地）である英国領ヴァージン諸島の法を準拠法として設立されたB社と同名の法人もあったことがうかがわれる。）ことから、B社らの代理人として上記合意書のドラフティングを担当していた弁護士等において、原告らの代理人として上記合意書の文言の確定にも関与していたK弁護士を通じて原告らの同意を得た上で、13項については「合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され」という文言に変更したが、前文については最終的に本件各譲渡合意の当事者とされたB社らの設立準拠法に合わせて文言を訂正することを失念したためであると認めることができる。

また、上記事実によれば、原告らは、本件各譲渡合意の譲受人となる法人はB社らの側において税務対策等の観点から適宜決定するものであり、その設立準拠法は必ずしもニューヨーク州法となるものではないことを理解し、それに同意していたと認めることができるのであって、原告らは、本件各譲渡合意の譲受人となる法人の設立準拠法がいかなる州又は国の法であるかという点については、さほど重要なこととは考えていなかったと認めることができる。

b 表意者を行動させる意図の存在について

原告らは、丙は、戊との間で、非常に限定された責任の下でB社らの代表者となることを委託する契約を締結するなど、B社らに影響力を有しており、B社らがFグループに属する法人ではないことを知っていたにもかかわらず、B社らはFグループに属する法人であるという虚偽の事実の表示をし、原告らをして、B社らが総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があるものであると思込ませたと主張する。

しかし、丙がB社らにその意思決定を左右するような影響力を有していたことを認めるに足りる証拠はなく、戊の2005年（平成17年）11月5日付け宣誓供述書に、原告らの指摘に係る記載があることから、丙がB社らに影響力を有していたと認めることはできないことは、上記a(b)のとおりであり、丙が、B社らがFグループに属する法人ではないことを知っていた事実は、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

なお、丙が、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったことを知っていた事実も、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

c 相手方と第三者の共謀の成立について

原告らは、戊はB社らの代表者であり、丙もB社らに影響力を有していたのであって、本件各譲渡合意の締結について両者の利害は一致していたこと、戊はB社らが有効に設

立されていないことやFグループに属する法人ではないこと、丙には本件株式3をB社らに譲渡する意思がないことやA社の経営を退く意思がないことを知りながら、丙との間で、非常に限定された責任の下でB社らの代表者となることを受託する契約を締結し、丙の指示に従って動く立場にあったことからすれば、B社らの代表者である戊と丙は詐欺の目的を達成するために結託していたと認めることができるのであって、B社らと丙の間には共謀が成立していたということができると主張する。

しかし、前記a(a)のとおり、丙は、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をしたと認めることができるが、その一方において、前記a(b)及び(c)のとおり、B社らは、実体のない法人ではなく、いずれも丁及びJ並びに同人らからB社らの会長に指名された戊ほかの者により、丙から独立した独自の利害をもって経営されていたものであると認めることができるのであって、丙がB社らにその意思決定を左右するような影響力を有していたと認めることはできず、丙が、原告らに対し、自らがB社らに影響力を有していることを告知しなかったことをもって、虚偽の事実の表示をしたということとはできない上、丙が、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をしたと認めることはできないこと、前記bのとおり、丙が、B社らがFグループに属する法人ではないことや、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったことを知っていたと認めることはできないことによれば、丙は、原告らと共に、栄養補助食品の連鎖販売取引等を業とするA社の取締役兼株主として、同社を協力して経営していた（前記1(2)ア）が、平成17年8月頃、原告らに代わる同社の新たな共同経営者として、丁及びJ並びに戊ほかの者を選定し、原告らをして本件各株式を上記3名ほかの者らの法人であるB社らに譲渡させるため、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をしたものであると認めることができる（もっとも、B社らはFグループに属する法人であるという事実の表示については、客観的に虚偽の事実の表示であるということとはできるものの、丙がその表示が虚偽のものであることを認識していたと認めることはできない。）ところ、これらの事実及び前記1(4)エの戊の2005年（平成17年）11月5日付け宣誓供述書の記載によれば、原告らの上記主張に係る事実のうち、戊はB社らの代表者であり、原告らとB社らとの間では本件各譲渡合意が締結されることを期待しているという意味において両者の利害は一致していたこと、戊は丙には本件株式3をB社らに譲渡する意思がないことを知っていたことは認めることができるが、前記a(b)のとおり、丙がB社らにその意思決定を左右するような影響力を有していたことは認めることができず、また、戊が、B社らが有効に設立されていないことやFグループに属する法人ではないこと、A社の経営を退く意思がないことを知りながら、丙との間で、非常に限定された責任の下でB社らの代表者となることを受託する契約を締結し、丙の指示に従って動く立場にあったことは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。そして、上記利害の一致及び戊の認識のみをもって、B社らの代表者である戊と丙が詐欺の目的を達成するために結託し、B社らと丙との間に共謀が成立していたと認めることはできず、他にこれらの事実を認めるに足りる証拠はない。

この点について、原告らは、前記1(4)エのとおり、戊の2005年(平成17年)11月5日付け宣誓供述書に、「私(戊)は、(平成17年)10月20日に、L弁護士経由で、B社らが真正に設立されていないことを知り、Jに対し、問題提起をしたところ、Jは、E社の法人登録が2004年(平成16年)に同社をJと丁に売却したF社の手落ちにより消滅していたことを知りませんでした。」という記載があることを指摘する。

しかし、この記載は、本件各譲渡合意が締結された後である平成17年10月20日の出来事についてのものであって、戊が、本件各譲渡合意が締結された同年8月ないし9月当時、B社らが有効に設立されていないことを知っていたことを証明するものではなく、B社らの代表者である戊と丙が詐欺の目的を達成するために結託し、B社らと丙との間に共謀が成立していたと認めるに足りないことは明らかであり、原告らの上記主張は失当である。

また、原告らは、B社らは、丙が架空の買収話を作成するために準備した実体のない法人にすぎないから、丙の詐欺は第三者の詐欺ではないというべきであるとも主張する(別紙4(当事者の主張)(1)(原告らの主張)ウ(イ)b)。

しかし、上記のとおり、B社らは、いずれも丁及びJ並びに同人らからB社らの会長に指名された戊ほかの者により、丙から独立した独自の利害をもって経営されていたものであると認めることができるのであって、B社らが、丙が架空の買収話を作成するために準備した実体のない法人であると認めることはできず、丙の詐欺は第三者の詐欺ではないということはいえない。

d 表意者の正当な信頼の存在について

原告らは、丙の虚偽の事実の表示を信頼して、本件各譲渡合意を締結したものであるところ、丙は、A社の取締役として、同社の株主である原告らに対し、真実を告知する義務を負っていたのであるから、原告らが丙の虚偽の事実の表示を信頼したことは正当であるということができると主張する。

しかし、前提事実(2)イ(ア)及び(ウ)のとおり、本件各譲渡合意は、総額125億円もの多額の譲渡代金を定めて本件各株式という重要な資産を譲渡するものであって、その譲渡代金の支払方法も3年間という長期にわたり36回に分割して支払うというものであるから、その約定が真実履行され原告らが現実に本件各株式の移転の対価を取得することができるか否かは、ひとえに譲受人であるB社らに十分な支払能力があるか否かに懸かっているのであり、合理的な人間であれば、同様の状況の下では、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することなく、B社らはFグループに属する法人であるなどという丙の虚偽の事実の表示を直ちに信頼し、B社らに上記約定を履行するに足りる十分な支払能力があると考えことはしなかったということができる。ところが、前記1(3)アのとおり、原告らは、B社らはFグループに属する法人であるという丙の説明を聞いただけで、直ちにその支払能力には問題がないと考え、B社らに対し、本件各株式を譲渡することとし、丙を通じて、B社らとの間で具体的な契約の内容に関する交渉を行うとともに、K弁護士に依頼して、契約の内容に関するリーガルチェックを受け、契約の内容を確定させたものの、この段階においては、自ら又は自らの依頼し

た弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することはしなかったのであって、原告らが上記丙の説明を信頼したことは正当であるということができないというべきである。

この点について、原告らは、丙から「買受希望者（B社ら）の要望で、（平成17年）8月末までに本件各譲渡合意を締結しなければならない。」と急かされたことから、自らB社らの素性等を調査する時間的な余裕がなかったと主張する。

しかし、前記1(3)イのとおり、原告らが実際に本件各譲渡合意に係る合意書に署名してB社らの日本における代表者である丁に交付したのは平成17年9月16日であり、前記1(2)イのとおり、原告らが丙から買受希望者がB社らであることを聞かされたのは同年8月18日頃であるから、その間には1か月程度の期間があったものである。そして、前記1(4)アのとおり、原告らの依頼を受けたK弁護士は、平成17年10月頃、ニューヨーク州政府に対し、B社らが同州政府に法人登録をされていることの証明を求めたところ、同州政府は、同月18日及び同月19日、同州政府に法人登録をされた法人等の中にB社らは見当たらないことを証明する文書を発行し、それが端緒となって、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったことや、B社らがFグループに属する法人ではないことが判明し、原告らはB社らの支払能力に疑いを抱くに至っているのであって、前記1(3)アのとおり、原告らは、本件各株式をB社らに譲渡することとした後、K弁護士に依頼し、本件各譲渡合意の締結の相当前から、現に自らの依頼した弁護士を関与させていたことをも考慮すると、原告らは、本件各譲渡合意の締結に先立って、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することができたというべきであり、原告らの上記主張は失当である。

e 衡平法上の詐欺の成否

上記aのとおり、丙は、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をしたと認めることができるが、丙が、原告らに対し、自らがB社らに影響力を有していることを告知しなかったことをもって、虚偽の事実の表示をしたということはできず、丙が、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をしたと認めることはできないこと、上記bのとおり、丙が、B社らがFグループに属する法人ではないことや、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったことを知っていたと認めることはできないこと、上記cのとおり、B社らと丙との間に共謀が成立していたと認めることはできないこと、上記dのとおり、原告らが丙の説明を信頼したことは正当であるということができないことによれば、本件においては、丙の原告らに対する衡平法上の詐欺は成立しないというべきである。

(ウ) コモンロー上の詐欺の成否

a 相手方の虚偽の事実の表示について

原告らは、B社らは、本件各譲渡合意に係る合意書に、自らがニューヨーク州の法律で組織化された会社であると表示しているが、実際には、ニューヨーク州政府に法人登

録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったのであって、B社らは虚偽の事実の表示をしたということができると主張する。

前記(イ) a (c)のとおり、本件各譲渡合意に係る合意書の前文に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという真実と異なる表示がされるに至ったのは、B社らの代理人として上記合意書のドラフティングを担当していた弁護士等において、原告らの代理人として上記合意書の文言の確定にも関与していたK弁護士を通じて原告らの同意を得た上で、13項については「合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され」という文言に変更したが、前文については最終的に本件各譲渡合意の当事者とされたB社らの設立準拠法に合わせて文言を訂正することを失念したためであると認めることができ、B社らにおいて積極的に上記真実と異なる表記をしたことは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。しかし、弁論の全趣旨によれば、B社らの日本における代表者である丁は、B社はデラウェア州法を準拠法として設立される予定であるが、いまだ設立されてはいないこと、E社はデラウェア州法を準拠法として設立された法人であることを知りながら、上記真実と異なる表示を訂正することなく、上記合意書に戊の署名をしたものであると認めることができるのであって、B社らは、上記真実と異なる表示を訂正しないという不作為により、虚偽の事実の表示をしたことができる。

この点について、原告らは、B社らが、E社が本件各譲渡合意の締結当時、税金の未納により法人の設立許可が無効となっていたことを告知しなかったことについても、虚偽の事実の表示をしたものであると主張する。

しかし、前記1(4)エのとおり、戊の2005年(平成17年)11月5日付け宣誓供述書には、「私(戊)は、(平成17年)10月20日に、L弁護士経由で、B社らが真正に設立されていないことを知り、Jに対し、問題提起をしたところ、Jは、E社の法人登録が2004年(平成16年)に同社をJと丁に売却したF社の手落ちにより消滅していたことを知りませんでした。」という記載があることによれば、丁及びJ並びに戊ほかの者は、本件各譲渡合意の締結当時、E社の設立許可が無効となっていることを知らなかったと認めることができるのであって、上記設立許可が無効となっていたことについては、B社らが真実と異なる表示を訂正しないという不作為により虚偽の事実の表示をしたということはいえない。

b 表意者を行動させる意図の存在について

原告らは、B社らは、実際には、ニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったにもかかわらず、本件各譲渡合意に係る合意書に、自らがニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をし、原告らをして、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であると思い込ませたことからすると、B社らには、原告らをして本件各株式をB社らに譲渡させる意図があったということができると主張する。

しかし、契約の相手方である法人が、ニューヨーク州法を準拠法として設立された法人であるか、それともデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるか、既に設立されている法人であるか、それとも近く設立される予定の法人であるかということは、それ自体では当該契約を締結するか否かの判断を直ちに左右する事情ではなく(前記

(イ) a (c)のとおり、原告らは、本件各譲渡合意の譲受人となる法人の設立準拠法がいかなる州又は国の法であるかという点については、さほど重要なこととは考えていなかったと認めることができる。また、一般に、既に設立されている法人ではなくとも、十分な信用のある企業が近く設立する予定の法人であれば、その法人についても十分な信用が認められるということができる。)、B社らにおいて、上記aのとおり、B社はデラウェア州法を準拠法として設立される予定であるが、いまだ設立されてはいないこと、E社はデラウェア州法を準拠法として設立された法人であることについて、虚偽の事実の表示をしたからといって、その表示に基づいて、原告らをして本件各株式をB社らに譲渡させる意図があったということとはできないというべきである(なお、税金の未納という事情は、私債権者に対する関係においても不履行が生じているおそれがあることがうかがわせるから、契約の相手方である法人が税金の未納により法人の設立許可が無効となっているということは、契約を締結するか否かの判断を左右し得る事情であるということができるが、この点については、B社らが真実と異なる表示を訂正しないという不作為により虚偽の事実の表示をしたということができないことは、前記aのとおりである。))。

c 表意者の正当な信頼の存在について

原告らは、B社らの設立の有効性については、原告らとB社らとの間に情報の格差があり、原告らとしては、B社らから提供される情報に依拠せざるを得なかったのであるから、原告らがB社らの虚偽の事実の表示を信頼したことは正当であるということができる」と主張する。

しかし、原告らがいう、B社らの素性(設立準拠法及び有効な設立)に関する虚偽の事実の表示の主張は、B社らの支払能力に関する虚偽の事実の表示の主張に帰着するということができるところ、前記(イ) dと同様に、合理的な人間であれば、同様の状況の下では、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することなく、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるというB社らの虚偽の事実の表示を直ちに信頼し、B社らに上記約定を履行するに足りる十分な支払能力があると考えことはしなかったというべきであるが、原告らは、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという本件各譲渡合意に係る合意書の表示を見ただけで、直ちにその支払能力には問題がないと考え、B社らに対し、本件各株式を譲渡することとし、この段階においては、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することはしなかったものであって、原告らが上記本件各譲渡合意に係る合意書の表示を信頼したことは正当であるということができない。

前記(イ) dのとおり、原告らは、本件各譲渡合意の締結に先立って、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することができたというべきであるから、B社らの設立の有効性について、原告らとB社らとの間に情報の格差があったとしても、原告らとしてはB社らから提供される情報に依拠せざるを得なかったということとはできないのであって、原告らの上記主張は失当である。

d コモンロー上の詐欺の成否

仮にコモンロー上の詐欺の効果に、表意者は契約を取り消すことができるというものが含まれているとしても、上記 a のとおり、B 社らは、B 社はデラウェア州法を準拠法として設立される予定であるが、いまだ設立されてはいないこと、E 社はデラウェア州法を準拠法として設立された法人であることについて、真実と異なる表示を訂正しないという不作為により、虚偽の事実の表示をしたということが出来るが、E 社が本件各譲渡合意の締結当時、税金の未納により法人の設立許可が無効となっていたことについては、B 社らが真実と異なる表示を訂正しないという不作為により虚偽の事実の表示をしたということとはできないこと、上記 b のとおり、B 社らにおいて、B 社はデラウェア州法を準拠法として設立される予定であるが、いまだ設立されてはいないこと、E 社はデラウェア州法を準拠法として設立された法人であることについて、虚偽の事実の表示をしたからといって、その表示に基づいて、原告らをして本件各株式を B 社らに譲渡させる意図があったということとはできないこと、上記 c のとおり、原告らが B 社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという本件各譲渡合意に係る合意書の表示を信頼したことは正当であるということができないことによれば、本件においては、B 社らの原告らに対するコモンロー上の詐欺は成立しないというべきである。

オ 日本法上の錯誤及び詐欺の成否

なお、ここで念のため、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法が日本法であるとした場合の錯誤及び詐欺の成否について検討しておくこととする。

(ア) 日本法上の錯誤の成否

a 原告らは、日本法上の錯誤として、譲渡代金の支払方法が後払とされている場合には、譲受人の素性或支払能力は、譲渡人の譲渡契約の締結の意思決定における最も重要な要素として、法律行為の要素となとした上で、B 社らは、本件各譲渡合意において、ニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされており、原告らもそのように認識していたが、実際はニューヨーク州政府に法人登録をされていなかったこと、また、原告らは、丙から、B 社らは米国の R 市場に上場している F 社を中心とする F グループに属する法人であると説明され、B 社らには総額 125 億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結したが、B 社らは、実際には F グループに属する法人ではなかったことからすると、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示には法律行為の要素の錯誤があるということができると主張する。

b B 社らの素性或支払能力の錯誤について

(a) 動機の錯誤と法律行為の要素の錯誤について

譲受人の素性或支払能力といった事実は、譲渡代金の支払方法が後払とされている場合であっても、譲渡人の譲渡契約の締結の意思表示そのものの内容を成すものではなく、譲受人の素性或支払能力といった事実についての錯誤は、動機の錯誤にすぎないから、表意者すなわち譲渡人が、当該譲渡契約の締結の意思表示の内容を成すものとして、これを相手方に表示しない限り、法律行為の要素の錯誤とはならないというべきである。

(b) B 社らの素性の錯誤について

まず、B 社らの素性（設立準拠法）の錯誤についてみると、本件各譲渡合意に係る

合意書には、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという表示があるところ、前記1(1)アのとおり、B社は、本件各譲渡合意の締結後である2005年(平成17年)10月24日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であると認めることができ、また、前記1(1)イのとおり、E社は、本件各譲渡合意の締結前である2001年(平成13年)4月5日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるものの、2004年(平成16年)3月1日付けで税金の未納により法人の設立許可が無効となり、同年6月25日付けで同州のジェネラルコーポレーション法に基づく無効宣告を受けたため、本件各譲渡合意の締結当時は法人の設立許可が無効となっていたものである(2005年(平成17年)10月25日付けで2004年(平成16年)2月29日にさかのぼって法人の設立許可が回復されている。)と認めることができるのであり、上記表示は虚偽の事実の表示をしたものであるというべきであるが、前記エ(イ)a(c)のとおり、原告らは、本件各譲渡合意の譲受人となる法人の設立準拠法がいかなる州又は国の法であるかという点については、さほど重要なこととは考えていなかったと認めることができることによれば、原告らは、B社らが本件各譲渡合意においてニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされていることから、本件各譲渡合意を締結したものであると認めることができないのであって、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示にB社らの素性(設立準拠法)に関する動機の錯誤があるということとはできない。

なお、B社が本件各譲渡合意の締結当時、いまだ設立されていなかったことと、E社が2004年(平成16年)3月1日付けで税金の未納により法人の設立許可が無効となり、同年6月25日付けで同州のジェネラルコーポレーション法に基づく無効宣告を受け、有効に設立されていなかったことについては、次の(c)において、B社らの支払能力の錯誤と併せて検討することとする。

(c) B社らの支払能力の錯誤について

次に、B社らの支払能力の錯誤についてみると、前記1(2)イのとおり、丙は、平成17年8月18日頃、原告らに対し、本件各株式をB社らに譲渡することを持ち掛け、その際、「本件株式3をB社らに売却することを検討しているが、B社らはA社の全株式を取得したいといっているので、原告らも一緒に本件各株式を売却してほしい。」と述べて、原告らに対し、丙を含めた3名がA社の全ての株式をB社らに譲渡することを提案し、B社らは米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると説明したと認めることができること、前記1(3)アのとおり、原告らは、B社らはFグループに属する法人であるという丙の説明を聞いて、その支払能力には問題がないと考え、B社らに対し、本件各株式を譲渡することとしたものであると認めることができることによれば、原告らは、丙から、B社らは米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると説明され、(加えて、本件各譲渡合意に係る合意書には、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという表示があるだけで、B社が本件各譲渡合意の締結当時、いまだ設立されていなかったことや、E社が2004年(平成16年)3月1日付けで税金の未納により法人の設立許可が無効となり、同年6月25日付けで同州のジェネラルコーポレーション法に基づく無効宣告を受け、有効に設立されていなかったことにつ

いては、何ら触れられていなかったために、) B社らには総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結したものであると認めることができるところ、前記1(1)ウのとおり、B社は、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループとは一切関係がなく、E社は、2004年(平成16年)の第3四半期まではF社の子会社であったものの、F社がその頃にE社の株式を丁及びJに売却したことにより、本件各譲渡合意の締結当時はFグループとは関係がなくなっていたと認めることができることからすると、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示には、B社らの支払能力に関する動機の錯誤があるといえることができる。

しかし、原告らが、B社らに対し、本件各譲渡合意の締結の意思表示の内容を成すものとして、B社らが米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であることや、B社らが有効に設立されている法人であることから、B社らには総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結するものである旨表示した事実は、本件全証拠によってもこれを認めるに足りないのであって、上記B社らの支払能力に関する錯誤は法律行為の要素の錯誤とはならないというべきである。

c 原告らの重大な過失

仮に上記B社らの支払能力に関する錯誤は法律行為の要素の錯誤となるといえることができるとしても、原告らには同錯誤に陥ったことについて重大な過失があるといえるべきである。

すなわち、意思表示に法律行為の要素の錯誤があった場合であっても、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない(民法95条ただし書)ところ、前記エ(イ)dのとおり、本件各譲渡合意は、総額125億円もの多額の譲渡代金を定めて本件各株式という重要な資産を譲渡するものであって、その譲渡代金の支払方法も3年間という長期にわたり36回に分割して支払うというものであるから、その約定が真実履行され原告らが現実に本件各株式の移転の対価を取得することができるか否かは、ひとえに譲受人であるB社らに十分な支払能力があるか否かに懸かっているものであり、合理的な人間であれば、同様の状況の下では、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することなく、B社らはFグループに属する法人であるなどという丙の説明等を直ちに信頼し、B社らに上記約定を履行するに足りる十分な支払能力があると考えことはしなかったといえることができる。ところが、前記1(3)アのとおり、原告らは、B社らはFグループに属する法人であるという丙の説明を聞いただけで、直ちにその支払能力には問題がないと考え、B社らに対し、本件各株式を譲渡することとし、丙を通じて、B社らとの間で具体的な契約の内容に関する交渉を行うとともに、K弁護士に依頼して、契約の内容に関するリーガルチェックを受け、契約の内容を確定させたものの、この段階においては、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することはしなかったものであって、原告らが上記丙の説明等を信頼したことは正当であるといえることができない。そもそも、前記エ(イ)dのとおり、原告らが丙か

ら買受希望者がB社らであることを聞かされた平成17年8月18日頃から原告らが本件各譲渡合意に係る合意書に署名してB社らの日本における代表者である丁に交付した同年9月16日までの間には1か月程度の期間があったものであり、前記1(4)アのとおり、原告らの依頼を受けたK弁護士は、平成17年10月頃、ニューヨーク州政府に対し、B社らが同州政府に法人登録をされていることの証明を求めたところ、同州政府は、同月18日及び同月19日、同州政府に法人登録をされた法人等の中にB社らは見当たらないことを証明する文書を発行し、それが端緒となって、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったことや、B社らがFグループに属する法人ではないことが判明し、原告らはB社らの支払能力に疑いを抱くに至っているのであるから、前記1(3)アのとおり、原告らは、本件各株式をB社らに譲渡することとした後、K弁護士に依頼し、本件各譲渡合意の締結の相当前から、現に自らの依頼した弁護士を関与させていたことをも考慮すると、原告らは、本件各譲渡合意の締結に先立って、自ら又は自らの依頼した弁護士、公認会計士等を通じてB社らの事業内容や財務状況、系列関係等を調査し、その支払能力の有無を判断することがそれほどの困難を伴うことなくできたものであるということができるのであって、原告らには、上記B社らの支払能力に関する錯誤に陥ったことについて重大な過失があり、原告らは自ら本件各譲渡合意の締結の意思表示の無効を主張することができないというべきである。

この点について、原告らは、本件各譲渡合意の締結の相手方であるB社らは米国法人であるから、その素性或支払能力を把握することは容易ではなく、日本の弁護士を関与させたところで調査能力が飛躍的に向上するわけではないと主張する。

しかし、上記のとおり、原告らは、本件各譲渡合意の締結後である平成17年10月頃、K弁護士を通じてB社らの素性等を調査し、それが端緒となって、B社らの支払能力に疑いを抱くに至っているのであるから、B社らが米国法人であるからといって、その素性或支払能力を把握することは容易ではないとか、日本の弁護士を関与させたところで調査能力が飛躍的に向上するわけではないということとはできないというべきであり、原告らの上記主張は失当である。

d 日本法上の錯誤の成否

上記bのとおり、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示にB社らの素性（設立準拠法）に関する動機の錯誤があるということとはできず、また、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示には、B社らの支払能力に関する動機の錯誤があるということが出来るものの、原告らが、B社らに対し、本件各譲渡合意の締結の意思表示の内容を成すものとして、B社らが米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であることや、B社らが有効に設立されている法人であることから、B社らには総額12.5億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結するものである旨表示したと認めることはできないのであって、上記B社らの支払能力に関する錯誤は法律行為の要素の錯誤とはならないこと、上記cのとおり、原告らには、上記B社らの支払能力に関する錯誤に陥ったことについて重大な過失があることによれば、本件においては、日本法上の錯誤は成立しないというべきである。

(イ) 日本法上の詐欺の成否

a 原告らは、B社らの詐欺として、B社らは、原告らにおいて、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされておらず、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人ではないことを認識していれば、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結するはずがないことを知りながら、原告らがB社らの素性及び支払能力について錯誤に陥っていることを奇貨として、本件各譲渡合意を締結させたものであると主張し、丙の詐欺として、丙は、原告らから本件各株式を取り上げて、A社を単独で支配するため、戊らと共謀の上、実体のない法人であるB社らによる架空の買収話を作成したものであって、B社らはFグループに属する法人である旨、及び、自らも本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く旨、原告らに虚偽の事実を告知し、さらに、B社らはニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、有効に設立されてすらいなことを秘匿して、原告らをして、錯誤に陥れ、その錯誤の下で本件各譲渡合意の締結の意思表示をさせたものであると主張する。

b B社らの詐欺について

前記エ(ウ) a のとおり、本件各譲渡合意に係る合意書の前文には、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという真実と異なる表示がされているところ、B社らの日本における代表者である丁は、B社はデラウェア州法を準拠法として設立される予定であるが、いまだ設立されてはいないこと、E社はデラウェア州法を準拠法として設立された法人であることを知りながら、上記真実と異なる表示を訂正することなく、上記合意書に戊の署名をしたものであると認めることができるのであって、B社らは、上記真実と異なる表示を訂正しないという不作為により、虚偽の事実の表示をしたことができる。また、前記1(4)イ(ウ)のとおり、B社らの代理人であったN弁護士が原告らの代理人であったM弁護士に対し平成17年11月17日付けで送付した「ご連絡」と題する書面には、「本件各譲渡合意は、F社を中心とする企業グループであるFグループが、同グループにおいて税務対策上適切な法人を当事者に割り当て、本件各株式を譲り受けるという相互理解の下に締結されたものです。」という記載があることによれば、B社らは、F社を中心とする企業グループであるFグループの一員と称して、本件各譲渡合意の締結の交渉を行ったものであると認めることができる。

しかし、前記エ(ウ) b のとおり、契約の相手方である法人が、ニューヨーク州法を準拠法として設立された法人であるか、それともデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるか、既に設立されている法人であるか、それとも近く設立される予定の法人であるかということは、それ自体では当該契約を締結するか否かの判断を直ちに左右する事情ではなく、B社らにおいて、上記のとおり、B社はデラウェア州法を準拠法として設立される予定であるが、いまだ設立されてはいないこと、E社はデラウェア州法を準拠法として設立された法人であることについて、虚偽の事実の表示をしたからといって、その表示に基づいて、原告らをして本件各株式をB社らに譲渡させる意図があったということはできず、上記虚偽の事実の表示をもって、違法に虚偽の事実を告知したものであるということはいえないべきである。また、企業間のつながりの在り方としては、親会社と子会社との関係のように出資とその受入れを伴うものだけではなく、資本関係を伴わない人的な関係を媒介にしたものもあるところ、前記1(1)ウのとおり、B社は、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループと

は一切（資本）関係がなく、E社は、2004年（平成16年）の第3四半期まではF社の子会社であったものの、F社がその頃にE社の株式をそれ以前から同社の経営陣であった丁及びJに売却したことにより、本件各譲渡合意の締結当時はFグループとは（資本）関係がなくなっていたと認めることができるが、前記1(1)ア、イ及びウのとおり、2006年（平成18年）1月1日当時、B社の代表者は戊（同人は、丁及びJからB社らの会長に指名された者である。）、副社長は丁であり、E社の代表者は戊、取締役はH及びIであり、日本における代表者は丁である上、Fグループのホームページには、F社の会長兼CEOはHであり、社長はIである旨掲載されていると認めることができることによれば、B社らは、F社の関係者又は関係者であった者により経営が行われていたものであるということができるのであって、このように資本関係を伴わない人的な関係を媒介にしたつながりがF社との間にあることから「F社を中心とする企業グループであるFグループの一員」と称することは、必ずしも取引上の信義に悖るものではなく、このことをもって、違法に虚偽の事実を告知したものとまではいうことができないというべきである。

このように、B社らは、本件各譲渡合意に係る合意書の前文の自らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという真実と異なる表示を訂正しないという不作為により、虚偽の事実の表示をしたということができ、また、F社を中心とする企業グループであるFグループの一員と称して、本件各譲渡合意の締結の交渉を行ったものと認めることができるが、これらのことをもって、違法に虚偽の事実を告知したものとまではいうことができないことによれば、原告らの上記主張に係るB社らの詐欺は認めることができないというべきであって、原告らの上記主張は失当である。

c 丙の詐欺について

前記エ(イ)cのとおり、丙は、原告らと共に、栄養補助食品の連鎖販売取引等を業とするA社の取締役兼株主として、同社を協力して経営していたが、平成17年8月頃、原告らに代わる同社の新たな共同経営者として、丁及びJ並びに戊ほかの者を選定し、原告らをして本件各株式を上記3名ほかの者らの法人であるB社らに譲渡させるため、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をしたものであると認めることができるが、丙が、B社らはFグループに属する法人であるという事実の表示について、その表示が虚偽のものであることを認識していたと認めることはできず、また、前記エ(イ)eのとおり、丙が、原告らに対し、自らがB社らに影響力を有していることを告知しなかったことをもって、虚偽の事実の表示をしたということとはできず、丙が、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をしたと認めることはできないのであって、これらの事実によれば、丙は、自らは本件株式3をB社らに譲渡せず、A社の経営にとどまるつもりであるのに、自らも本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く旨、原告らに虚偽の事実を告知し、原告らをして、丙自身も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くものであるという錯誤に陥れ、その錯誤の下で本件各譲渡合意の締結の意思表示をさせたものであるということが出来る。

しかし、相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相

手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民法96条2項）ところ、前記エ(イ) a (b)のとおり、B社らは、実体のない法人ではなく、いずれも丁及びJ並びに同人らからB社らの会長に指名された戊ほかの者により、丙から独立した独自の利害をもって経営されていたものであると認めることができ、また、前記エ(イ) cのとおり、B社らの代表者である戊と丙が詐欺の目的を達成するために結託し、B社らと丙との間に共謀が成立していたと認めることはできないことからすると、B社らが、丙が上記詐欺を行った事実を知っていたと認めることはできないのであって、原告らは、本件各譲渡合意の締結の意思表示を詐欺により取り消すことができないというべきである。

d 日本法上の詐欺の成否

上記bのとおり、B社らは、本件各譲渡合意に係る合意書の前文の自らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという真実と異なる表示を訂正しないという不作為により、虚偽の事実の表示をしたということができ、また、F社を中心とする企業グループであるFグループの一員と称して、本件各譲渡合意の締結の交渉を行ったものであると認めることができるが、これらのことをもって、違法に虚偽の事実を告知したものとまではいうことができないことによれば、原告らの主張に係るB社らの詐欺は認めることができないこと、上記cのとおり、丙は、自らは本件株式3をB社らに譲渡せず、A社の経営にとどまるつもりであるのに、自らも本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く旨、原告らに虚偽の事実を告知し、原告らをして、丙自身も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くものであるという錯誤に陥れ、その錯誤の下で本件各譲渡合意の締結の意思表示をさせたものであるということができ、B社らが、丙が上記詐欺を行った事実を知っていたと認めることはできないのであって、原告らは、本件各譲渡合意の締結の意思表示を詐欺により取り消すことができないことによれば、本件においては、日本法上の詐欺は成立しないというべきである。

カ 上記エ及びオによれば、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示に瑕疵があるということとはできないのであって、原告らは平成17年8月31日付けの本件各譲渡合意により本件各株式を譲渡したものである。原告らの前記アの主張は採用することができない。

3 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額（争点2）について

(1) 譲渡所得の収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額

前記2(1)のとおり、所得税法は、各種所得の収入金額の収入すべき時期について、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生したときは、その発生の時に所得の実現があったものとして、当該確定的な権利発生の時の属する年分の各種所得の金額の計算上収入金額とし又は総収入金額に算入すべきものとするいわゆる権利確定主義を採用していると解されるところ、一般に、譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものであり（最高裁昭和●●年(○)第●●号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁参照）、このように、年々に蓄積された当該資産の増加益が所有者の支配を離れる機会に一挙に実現したものとみて課税する建前からすると、資産が代金の支払方法につき長期にわたる割賦弁済によるものとする約定の下に譲渡

された場合であっても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した時の属する年に譲渡所得の全部が発生したものととしてその年分の所得の金額を計算し、所得税を課税すべきものであると解するのが相当である（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁参照）。

(2) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額

前記2(2)エのとおり、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期（その収入の原因たる権利が確定的に発生した時）は、本件各譲渡合意が締結された時であり、その時の属する年は平成17年であるから、上記(1)によれば、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得については、平成17年にその全部が発生したものととしてその年分の所得の金額を計算すべきものであることになるのであって、原告らの平成17年分の所得の金額の計算上本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として総収入金額に算入すべき金額は、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金の全額、すなわち、原告甲について75億円、原告乙について50億円である。

なお、その後、前記1(9)のとおり、上記譲渡収入金額の一部（本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22億8416万6316円）が、買受人であるB社から回収することができなくなったことにより、譲渡収入金額が回収不能となった場合の特例（所得税法64条1項）の規定に基づき所得金額の計算上なかったものとみなされており、前記1(11)のとおり、所得税法152条の規定に基づく更正の請求及び本件各再更正等がされた。

(3) 原告らの主張等について

ア 原告らは、仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額がされたものとするのが相当であるとし、その根拠として、C社は、本件各譲渡合意の締結後も、平成18年1月までA社の取引に介在して利益を得ており、B社は、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって、原告らに対し、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより取得した利益に相当する金額を本件各株式の譲渡代金から差し引く旨通知し、この通知に基づいて、平成17年10月分から平成18年3月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を原告甲について合計7億3137万1600円、原告乙について合計4億7231万4400円減額した小切手を送付したのであって、本件各株式の譲渡代金は、上記通知により、本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて、または、原告らとB社との間に成立した新たな合意に基づいて、法律上減額されたということができると主張する。

イ 本件各譲渡合意6項及び7項に基づく減額について

原告らは、本件各譲渡合意6項及び7項によれば、B社らが本件各譲渡合意の締結時に本件各株式の譲渡代金を決定するに当たり前提としたA社の価値には、従前、C社がA社の取引に介在することによりC社に留保されていた利益が含まれていたということができるのであって、B社が、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより上記A社の価値が減少した分すなわちその間のC社の利益分だけ本件各株式の譲渡代金を減額することは、本件

各譲渡合意に根拠を有する正当な行為であり、本件各株式の譲渡代金は、B社が平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって原告らに対しC社の利益分を差し引く旨通知したことにより、本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて、法律上減額されたといえることができると主張する。

しかし、前記1(5)アのとおり、A社は、平成17年8月当時、C社を通じてD社からの商品の仕入れを行っており、C社は、A社の商流から外れるのが遅れ、平成18年1月までA社の取引に介在していたという状況の下で、B社は、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって、原告らの代理人であったM弁護士に対し、「Q社及びD社の準備が整うまでの間の暫定措置として、旧来の取引ルートで流通していることを報告いたします。」「10月支払分及び11月支払分は、C社に、D社への実質支払に加えて、10月支払分2億4320万円、11月支払分1億6800万円をA社から送金しております。これをC社から原告らへ振替支払願います。」「当社（B社）は、お二人合計の本件各株式の譲渡代金の1か月分に当たる4億1500万円から上記の金額を差し引いた10月支払分1億7180万円、11月支払分2億4700万円を送金します。」と通知したと認めることができるところ、この通知が、C社に送金した分だけ本件各株式の譲渡代金を減額する趣旨をいうものではなく、本件各株式の譲渡代金の一部を、B社らから原告らに直接支払うのに代えて、（A社からC社に支払われるA社の仕入代金に上乗せして）C社を経由して支払うこととするので、上乗せして送金した本件各株式の譲渡代金の一部をC社から原告らに振替送金するよう依頼する趣旨をいうものであることは、その文言から明らかであり、B社が、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金を減額する趣旨をもって、C社に送金をしたことは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。本件各株式の譲渡代金は、B社が上記「初回送金額について」と題する書面をもって原告らに対しC社の利益分を差し引く旨通知したことにより、本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて、法律上減額されたといえることができるという原告らの上記主張は、その前提を欠くものである。

ウ 新たな合意に基づく減額について

原告らは、仮に本件各株式の譲渡代金がB社の上記通知により本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて法律上減額されたといえることができなくても、B社は、上記A社の価値の減少を理由として、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもってした上記通知により、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の減額の申込みをし、原告らは、これに異議を述べず、黙示の承諾をしたのであるから、本件各株式の譲渡代金は、原告らとB社との間に成立した新たな合意に基づいて、法律上減額されたといえることができると主張する。

しかし、上記イのとおり、上記通知が、C社に送金した分だけ本件各株式の譲渡代金を減額する趣旨をいうものではなく、本件各株式の譲渡代金の一部を、B社らから原告らに直接支払うのに代えて、C社を経由して支払うこととするので、上乗せして送金した本件各株式の譲渡代金の一部をC社から原告らに振替送金するよう依頼する趣旨をいうものであることは明らかであり、B社が、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金を減額する趣旨をもって、C社に送金をしたことは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。本件各株式の譲渡代金は、原告らとB社との間に成立した新たな合意に基づいて、法律上減額されたといえることができるという原告らの上記主張は、その前提を欠くものである。

エ 二重課税の不合理的な点について

原告らは、C社の利益分については、C社において法人税等が課されているのであるから、仮に、本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額がされたものとせず、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額について、C社の利益分の減額がされないとし、これに原告らの所得税を課することとすれば、法人税等と所得税を二重に課税されることとなり、明らかに不合理であるとも主張する。

しかし、C社への送金の趣旨が、前記イのとおりであり、C社に送金した分だけ本件各株式の譲渡代金を減額するというものではないことからすると、本件各株式の譲渡代金のうちC社への送金に係る部分についても、原告らに対し所得税が課税されるのは当然のことである。確かに、原告らが指摘するとおり、本件各株式の譲渡代金のうちC社への送金に係る部分については、C社に対しても法人税等が課税され得るのであるが、仮にそのような課税がされるとしても、それは、C社に本来されるはずのない課税がされるものであるから、その是正は、C社の関係でされるべきであり、原告らの関係でされるべきではない（もっとも、乙第37号証の1、2（C社の確定申告書）によれば、C社は、平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度及び平成18年1月1日から同年9月30日までの事業年度の法人税について、それぞれ欠損金の額を5億9480万5894円又は9億4485万1995円とする確定申告をしたと認めることができるのであって、本件各株式の譲渡代金のうちC社への送金に係る部分についてC社に対しても法人税等が課税された事実は存在しないといえることができる。）。

オ 退職金相当額の返還請求権との相殺について

なお、B社は、原告らに対する退職金相当額の返還請求権をA社から譲り受けたとして、平成18年3月31日付け「送金額明細書」と題する書面をもって、原告らに対し、この退職金相当額の返還請求権と本件各株式の譲渡代金債権とを対当額で相殺する旨通知し、この通知に基づいて、同月分から同年5月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を原告甲について合計3億円、原告乙について合計2億円減額した小切手を送付した（前記1(5)ウ）ところ、これは、本件各株式の譲渡代金を減額したものではないから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額に影響を与えるものではないといえるべきである（この点については原告らにも異論がない。）。

4 本件各譲渡契約の締結が原告らの平成17年分の所得税の納税義務に及ぼす影響について

前記1(7)ア及びイのとおり、原告らは、平成19年4月15日付けで、B社との間で、本件各株式をB社に譲渡する旨の本件各譲渡契約を締結したところ、本件各譲渡契約には、本件各譲渡合意を無効とする旨の約定があると認めることができるのであって、前記2のとおり、本件各譲渡合意が有効なものであることからすると、原告らとB社は、平成19年4月15日付けで本件各譲渡契約を締結することにより、本件各譲渡合意の効力を遡及的に失わせることを内容とする合意解除をしたものであると解するのが相当である。そして、前記2のとおり、原告らは、平成17年8月31日付けで本件各譲渡合意を締結することにより、本件各株式をB社らに譲渡し、本件各株式の譲渡に係る譲渡収入を得たのであり、原告らには、この収入金額を含む平成17年分の所得について、暦年の終了の時である同年12月31日の終了の時に所得税の納税義務が成立したものであるところ、上記のとおり、原告らとB社が平成19年4月15日付けで本件各譲渡契約を締結することにより本件各譲渡合意の効力を遡及的に失わせることを内容とする合意

解除をしたことが、原告らの平成17年分の所得税の納税義務にどのような影響を及ぼすかが問題となる。

そこで、この点について検討すると、所得税法が包括的な所得概念を採用していることによれば、所得が実現しているか否かは、その所得が生じた原因の効力の有無により左右されるものではなく、その経済的成果が実現しているか否かにより判断されるべきものであるということができるのであって、所得税の納税義務の成立後に、譲渡所得の金額の計算の基礎となった事実に係る契約が合意解除され、当該契約が遡及的に無効とされた場合であっても、当該契約により生じた経済的成果がその契約の無効であることに基因して失われぬ限りは、当該譲渡所得は消滅するものではなく、当該譲渡所得に係る所得税の納税義務には何らの影響も及ぼさないものと解すべきである。そして、上記のとおり、原告らとB社は、平成19年4月15日付けで本件各譲渡契約を締結することにより、本件各譲渡合意の効力を遡及的に失わせることを内容とする合意解除をしたものではあるものの、本件各株式の株主たる地位がB社から原告らに復帰的に変動することに伴う株式の譲渡に係る承認手続や株主名簿の記載、原告らからB社に対する既払の本件各株式の譲渡代金の返還等はされておらず、かえって、前記1(7)イのとおり、本件各譲渡契約には、新たに本件各株式をB社に譲渡する旨の約定があると認めることができるのであって、本件各譲渡合意により生じた経済的成果が本件各譲渡合意の無効であることに基因して失われたと認めることはできず、本件各譲渡契約の締結は原告らの平成17年分の所得税の納税義務には何らの影響も及ぼさないというべきである。

5 国税通則法65条4項の「正当な理由」の有無（争点3）について

(1) 原告らは、仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、原告らは、平成17年10月頃に、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされていないことを知ってから、本件各株式を詐取されたと考え、本件各株式を確保ないし取り戻すことに必死になり、内容証明郵便の送付、仮処分の申立て、訴えの提起等をしていたのであって、そのような客観的状況の下で、本件各株式が譲渡されたことを前提に、自らが本件各株式の譲渡代金を受領する立場にあると認識することは不可能であり、上記収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるということができると主張する。

(2) 国税通則法65条4項の「正当な理由があると認められる」場合について

過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に課されるものであり、これによって、当初から適法に申告をし納税をした納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。そして、国税通則法65条4項の規定は、修正申告書の提出又は更正に基づき納付すべき税額に対して課される過少申告加算税について、その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、その事実に対応する部分についてはこれを課さないこととしているが、過少申告加算税の上記の趣旨に照らせば、同項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうと解するのが相当である（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同1

8年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照)。

- (3) 原告らが平成17年分の所得税の確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについて国税通則法65条4項の「正当な理由」があるか否かについて

そこで、これを本件についてみると、前記1(4)イ、ウ、オ及びキのとおり、原告らは、平成17年10月以降、B社らとの間で、本件各譲渡合意についての係争関係にあり、その不存 在又は無効を主張していたことから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得は発生していないものとして、平成17年分の所得税の確定申告をしたと認めることができる。しかし、その一方において、前記1(5)オのとおり、原告甲は、B社から受け取った小切手金のうち8500万円を平成18年1月11日にO株式会社の株式ほかの有価証券の購入に充てたほか、一部をA社の商流から外れたC社の借入金の返済に充てており、また、原告乙は、同金員のうち2億3475万円を平成18年1月23日に自宅マンションの購入に充て、2億円を同年5月24日に原告甲に対する貸付けに充てたと認めることができるのであって、これらの事実によれば、原告らにおいて、本件各株式が譲渡されたことを前提に、自らが本件各株式の譲渡代金を受領する立場にあると認識することは不可能であったと認めることはできないというべきである。

原告らが平成17年分の所得税についてした確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額が納付すべき税額の計算の基礎とされていなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になることは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りないのであって、国税通則法65条4項の「正当な理由」があると認めることはできない。

6 本件各更正等の適法性について

- (1) 前記2及び3により、原告らの平成17年分の所得税の税額の計算をすると、別紙3のとおり、原告甲について、総所得金額6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得の金額36億5893万6584円、納付すべき税額5億2393万1800円となり、原告乙について、総所得金額3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得の金額24億6583万3684円、納付すべき税額3億5259万9700円となること、これらの金額はいずれも本件各更正における総所得金額、株式等に係る譲渡所得の金額及び納付すべき税額と同額であるから、本件各更正はいずれも適法なものである。
- (2) 前記(1)によれば、原告らは、平成17年分の所得税について納付すべき税額を過少に申告したものであることになるところ、本件各更正に基づき新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち本件各更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがある旨いう原告らの主張は採用することができないことは、前記5のとおりであり、同正当な理由があると認めることはできない。そうすると、原告らが納付すべき過少申告加算税の額は、原告甲について7080万2000円、原告乙について4953万5000円となること、これらの金額はいずれも本件各賦課決定における納付すべき税額と同額であるから、本件各賦課決定はいずれも適法なものである。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担

につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 川神 裕

裁判官 内野 俊夫

裁判官 日暮 直子

(別紙1)

関係法令の定め

1 所得税法の定め

(1) 33条 (譲渡所得)

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。）による所得をいう。

(1項)

(2) 36条 (収入金額)

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。(1項)

(3) 64条 (資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)

その年分の各種所得の金額（事業所得の金額を除く。以下この項において同じ。）の計算の基礎となる収入金額若しくは総収入金額（不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を回収することができないこととなった場合又は政令で定める事由により当該収入金額若しくは総収入金額の全部若しくは一部を返還すべきこととなった場合には、政令で定めるところにより、当該各種所得の金額の合計額のうち、その回収することができないこととなった金額又は返還すべきこととなった金額に対応する部分の金額は、当該各種所得の金額の計算上、なかったものとみなす。(1項)

(4) 152条 (各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき63条（事業を廃止した場合の必要経費の特例）又は64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法23条1項各号（更正の請求）の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る120条1項1号若しくは3号から8号まで（確定所得申告書の記載事項）又は123条2項1号、5号、7号若しくは8号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）について、同法23条1項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

2 国税通則法65条（過少申告加算税）の定め

(1) 期限内申告書（還付請求申告書を含む。3項において同じ。）が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。(1項)

(2) 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する

税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。（2項）

- (3) 1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。（4項）

3 商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）の定め

(1) 204条（株式の譲渡性）

ア 株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ（1項）

イ 株券ノ発行前ニ為シタル株式ノ譲渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ（2項）

(2) 205条（株式の譲渡方法）

株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス（1項）

(3) 223条（株主名簿の記載又は記録事項）

取締役ハ株主名簿ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

ア 株主ノ氏名及住所（1号）

イ 各株主ノ有スル株式ノ種類及数（2号）

ウ 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号（3号）

エ 各株式ノ取得ノ年月日（4号）

オ 転換予約権付株式ヲ発行シタルトキハ175条2項4号ノ5ニ掲グル事項（5号）

カ 強制転換条項付株式ヲ発行シタルトキハ175条2項4号ノ6ニ掲グル事項（6号）

(4) 226条（株券発行の時期）

会社ハ成立後又ハ新株ノ払込期日以後遅滞ナク株券ヲ発行スルコトヲ要ス但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ株主ヨリ株券発行ノ請求ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ（1項）

課税処分の経緯

1 確定申告

- (1) 原告甲は、法定の申告期限内に、芝税務署長に対し、総所得金額6億3416万1488円、納付すべき税額マイナス（還付金の額に相当する税額）2490万8525円とする平成17年分の所得税の確定申告をした。（乙3）
- (2) 原告乙は、法定の申告期限内に、芝税務署長に対し、総所得金額3億3080万4275円、納付すべき税額マイナス（還付金の額に相当する税額）1727万5195円とする平成17年分の所得税の確定申告をした。（乙4）

2 本件各更正等

- (1) 芝税務署長は、原告甲は平成17年8月31日付けで本件譲渡合意1を締結し本件株式1をB社らに譲渡したことにより平成17年中にその譲渡代金75億円を得たとして、平成19年11月28日付けで、原告甲に対し、総所得金額6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得等の金額71億2500万円、納付すべき税額10億4384万1400円とする平成17年分の所得税の更正（以下「本件更正1」という。）及び過少申告加算税の額を1億4878万7500円とする過少申告加算税の賦課決定（以下「本件賦課決定1」といい、本件更正1と併せて「本件更正等1」という。）をした。（甲1の1）
- (2) 芝税務署長は、原告乙は平成17年8月31日付けで本件譲渡合意2を締結し本件株式2をB社らに譲渡したことにより平成17年中にその譲渡代金50億円を得たとして、平成19年11月28日付けで、原告乙に対し、総所得金額3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得等の金額47億5000万円、納付すべき税額6億9522万4800円とする平成17年分の所得税の更正（以下「本件更正2」という。）及び過少申告加算税の額を1億0092万8000円とする過少申告加算税の賦課決定（以下「本件賦課決定2」といい、本件更正2と併せて「本件更正等2」という。）をした。（甲1の2）

3 異議決定

- (1) 原告甲は、平成19年12月26日付けで、芝税務署長に対し、本件更正等1についての異議申立てをしたが、芝税務署長は、平成20年3月24日付けで、原告甲に対し、異議申立てを棄却する旨の決定をした。
- (2) 原告乙は、平成19年12月26日付けで、芝税務署長に対し、本件更正等2についての異議申立てをしたが、芝税務署長は、平成20年3月24日付けで、原告乙に対し、異議申立てを棄却する旨の決定をした。

4 審査裁決

- (1) 原告甲は、本件譲渡合意1は無効であり、原告甲は平成19年4月15日付けで譲渡契約を締結し本件株式1を譲渡したのであって、本件更正1は本件株式1の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期を誤ったものであるとして、平成20年4月26日付けで、国税不服審判所長に対し、本件更正等1についての審査請求をしたが、国税不服審判所長は、本件譲渡合意1は無効である旨の原告甲の主張には理由がなく、原告甲の本件株式1の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年であり、本件株式1の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告甲の平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は75億円であると認められるとして、平成21年3月

18日付けで、原告甲に対し、審査請求を棄却する旨の裁決をした。(乙1)

- (2) 原告乙は、本件譲渡合意2は無効であり、原告乙は平成19年4月15日付けで譲渡契約を締結し本件株式2を譲渡したのであって、本件更正2は本件株式2の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期を誤ったものであるとして、平成20年4月26日付けで、国税不服審判所長に対し、本件更正等2についての審査請求をしたが、国税不服審判所長は、本件譲渡合意2は無効である旨の原告乙の主張には理由がなく、原告乙の本件株式2の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年であり、本件株式2の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告乙の平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は50億円であると認められるとして、平成21年3月18日付けで、原告乙に対し、審査請求を棄却する旨の裁決をした。(乙2)

5 訴えの提起

原告らは、平成21年9月17日に本件訴えを提起した。(顕著な事実)

6 更正の請求

- (1) 原告甲は、本件株式1の譲渡代金の一部が回収不能となったことを理由として、平成22年1月15日付けで、所得税法152条(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)、64条1項(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)の規定に基づき、芝税務署長に対し、総所得金額6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得等の金額31億4613万8735円、納付すべき税額4億4701万2100円とする平成17年分の所得税の更正の請求をした。(乙38)
- (2) 原告乙は、本件株式2の譲渡代金の一部が回収不能となったことを理由として、平成22年7月5日付けで、所得税法152条、64条1項の規定に基づき、芝税務署長に対し、総所得金額3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得等の金額20億0843万3004円、納付すべき税額2億8398万9700円とする平成17年分の所得税の更正の請求をした。(乙39)

7 更正(減額再更正)及び賦課決定(変更決定)

- (1) 芝税務署長は、原告甲の更正の請求を一部認容して、平成22年5月31日付けで、原告甲に対し、総所得金額6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得等の金額36億5893万6584円、納付すべき税額5億2393万1800円とする平成17年分の所得税の更正(以下「本件再更正1」という。)及び過少申告加算税の額を7080万2000円とする過少申告加算税の賦課決定(以下「本件変更決定1」といい、本件再更正1と併せて「本件再更正等1」という。)をした。(甲37)
- (2) 芝税務署長は、原告乙の更正の請求を一部認容して、平成22年8月13日付けで、原告乙に対し、総所得金額3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得等の金額24億6583万3684円、納付すべき税額3億5259万9700円とする平成17年分の所得税の更正(以下「本件再更正2」という。)及び過少申告加算税の額を4953万5000円とする過少申告加算税の賦課決定(以下「本件変更決定2」といい、本件再更正2と併せて「本件再更正等2」という。また、本件再更正等1と本件再更正等2とを併せて「本件各再更正等」という。)をした。(甲38)

(別表)

1 原告甲

(単位 円)

区分	年月日	総所得金額	株式等に係る譲渡所得の金額	納付すべき税額	過少申告加算税
確定申告	18. 3. 15	634,161,488	—	△24,908,525	—
本件更正等1	19. 11. 28	634,161,488	7,125,000,000	1,043,841,400	148,787,500
異議申立て	19. 12. 26	634,161,488	—	△24,908,525	—
異議決定	20. 3. 24	棄却			
審査請求	20. 4. 26	634,161,488	—	△24,908,525	—
審査裁決	21. 3. 18	棄却			
更正の請求	22. 1. 15	634,161,488	3,146,138,735	447,012,100	—
本件再更正等1	22. 5. 31	634,161,488	3,658,936,584	523,931,800	70,802,000

(注) 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

2 原告乙

(単位 円)

区分	年月日	総所得金額	株式等に係る譲渡所得の金額	納付すべき税額	過少申告加算税
確定申告	18. 3. 14	330,804,275	-	△17,275,195	-
本件更正等2	19. 11. 28	330,804,275	4,750,000,000	695,224,800	100,928,000
異議申立て	19. 12. 26	330,804,275	-	△17,275,195	-
異議決定	20. 3. 24	棄却			
審査請求	20. 4. 26	330,804,275	-	△17,275,195	-
審査裁決	21. 3. 18	棄却			
更正の請求	22. 7. 5	330,804,275	2,008,433,004	283,989,700	-
本件再更正等2	22. 8. 13	330,804,275	2,465,833,684	352,599,700	49,535,000

(注) 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

課税処分の根拠

1 本件更正1（本件再更正1による一部取消し後のもの）の根拠

- (1) 総所得金額 6億3416万1488円
 上記金額は、原告甲が平成18年3月15日に芝税務署長に提出した平成17年分の所得税の確定申告書に記載した総所得金額と同額であり、次のアないしウの各金額を合計した金額である。
- ア 不動産所得の金額 314万2896円
 上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額である。
- イ 給与所得の金額 6億2910万4275円
 上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である。
- ウ 雑所得の金額 191万4317円
 上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。
- (2) 分離短期譲渡所得の金額 零円
 上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した分離短期譲渡所得の金額と同額である。
- (3) 株式等に係る譲渡所得の金額 36億5893万6584円
 上記金額は、次のアの金額からイ及びウの金額を控除した後の金額である。
- ア 譲渡収入金額 75億0000万0000円
 上記金額は、原告甲が保有するA社の株式（本件株式1）の原告甲の売買代金の金額である。
- イ 取得費 3億7500万0000円
 上記金額は、平成14年6月24日付け課資3-1ほかによる国税庁長官通達「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（平成18年12月19日付け課資3-12ほかによる改正前のもの。以下「措置法通達」という。）37の10-14の定めにより上記アの金額に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。
- ウ 譲渡収入金額が回収不能となった場合の特例適用額 34億6606万3416円
 上記金額は、原告甲の本件株式1の譲渡収入金額の一部が買受人であるB社から回収することができなくなったことにより、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例（所得税法64条1項）の規定に基づき所得金額の計算上なかったものとみなされる金額である。
- (4) 所得控除の金額の合計額 385万2191円
 上記金額は、次のアないしオの各金額の合計金額であり、原告甲が確定申告書に記載したそれぞれの金額の合計額と同額である。
- ア 医療費控除 70万6955円
 イ 社会保険料控除 107万5236円
 ウ 生命保険料控除 5万0000円
 エ 扶養控除 164万0000円
 オ 基礎控除 38万0000円
- (5) 課税総所得金額 6億3030万9000円
 上記金額は、上記(1)の総所得金額から上記(4)の所得控除の金額の合計額を控除した後の金額（ただし、国税通則法（平成17年法律第87号による改正前のもの。以下同じ。）118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）であり、原告甲が確定申告書に記

載した金額と同額である。

(6) 課税分離短期譲渡所得金額 零円

上記金額は、上記(2)の金額と同額である。

(7) 株式等に係る課税譲渡所得金額 36億5893万6000円

上記金額は、国税通則法118条1項の規定により、上記(3)の金額の1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(8) 納付すべき税額 5億2393万1800円

上記金額は、次のアないしウの各金額の合計金額からエないしカの各金額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額)である。

ア 課税総所得金額に対する税額 2億3072万4330円

上記金額は、上記(5)の課税総所得金額に所得税法89条1項の税率(ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号。平成17年法律第21号による改正(廃止)前のもの。以下「負担軽減措置法」という。)4条の特例を適用したもの)を乗じて算出した金額であり、原告甲が確定申告書に記載した金額と同額である。

イ 課税分離短期譲渡所得金額に対する税額 零円

上記金額は、上記(6)の課税分離短期譲渡所得金額に、租税特別措置法(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下「措置法」という。)32条1項に規定する税率100分の30を乗じて算出した金額であり、原告甲が確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 株式等に係る課税譲渡所得金額に対する税額 5億4884万0400円

上記金額は、上記(7)の株式等に係る課税譲渡所得金額に、措置法37条の10第1項に規定する税率100分の15を乗じて算出した金額である。

エ 定率減税額 25万0000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により計算した定率減税額であり、原告甲が確定申告書に記載した金額と同額である。

オ 源泉徴収税額 2億3175万9855円

上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

カ 予定納税額 2362万3000円

上記金額は、所得税法104条の規定による原告甲の平成17年分の所得税の予定納税額であり、同原告が確定申告書に記載した予定納税額と同額である。

2 本件賦課決定1(本件変更決定1による一部取消し後のもの)の根拠

過少申告加算税の額 7080万2000円

上記金額は、本件更正1により原告甲が新たに納付すべきこととなった所得税の税額5億4884万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)を基礎として、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき算出した金額である。

3 本件更正2(本件再更正2による一部取消し後のもの)の根拠

(1) 総所得金額 3億3080万4275円

上記金額は、原告乙が平成18年3月14日に芝税務署長に提出した平成17年分の所得税の確定申告書に記載した総所得金額と同額であり、同原告が確定申告書に記載した給与所得の金額と同

額である。

(2) 株式等に係る譲渡所得の金額 24億6583万3684円

上記金額は、次のアの金額からイ及びウの金額を控除した後の金額である。

ア 譲渡収入金額 50億0000万0000円

上記金額は、原告乙が保有するA社の株式（本件株式2）の原告乙の売買代金の金額である。

イ 取得費 2億5000万0000円

上記金額は措置法通達37の10-14の定めにより上記アの金額に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

ウ 譲渡収入金額が回収不能となった場合の特例適用額 22億8416万6316円

上記金額は、原告乙の本件株式2の譲渡収入金額の一部が買受人であるB社から回収することができなくなったことにより、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例（所得税法64条1項）の規定に基づき所得金額の計算上なかったものとみなされる金額である。

(3) 所得控除の金額の合計額 201万5359円

上記金額は、次のアないしカの各金額の合計金額であり、原告乙が確定申告書に記載したそれぞれの金額の合計額と同額である。

ア 医療費控除 42万5710円

イ 社会保険料控除 107万5236円

ウ 生命保険料控除 4万1413円

エ 損害保険料控除 3000円

オ 寄付金控除 9万0000円

カ 基礎控除 38万0000円

(4) 課税総所得金額 3億2878万8000円

上記金額は、上記(1)の総所得金額から上記(3)の所得控除の金額の合計額を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）であり、原告乙が確定申告書に記載した金額と同額である。

(5) 株式等に係る課税譲渡所得金額 24億6583万3000円

上記金額は、国税通則法118条1項の規定により、上記(2)の金額の1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(6) 納付すべき税額 3億5259万9700円

上記金額は、次のア及びイの各金額の合計金額からウないしオの各金額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

ア 課税総所得金額に対する税額 1億1916万1560円

上記金額は、上記(4)の課税総所得金額に所得税法89条1項の税率（ただし、負担軽減措置法4条の特例を適用したもの）を乗じて算出した金額である。

イ 株式等に係る課税譲渡所得金額に対する税額 3億6987万4950円

上記金額は、上記(5)の株式等に係る課税譲渡所得金額に、措置法37条の10第1項に規定する税率100分の15を乗じて算出した金額である。

ウ 定率減税額 25万0000円

上記金額は、負担軽減措置法6条2項の規定により計算した定率減税額であり、原告乙が確定申告書に記載した金額と同額である。

エ 源泉徴収税額 1億2189万8155円

上記金額は、原告乙が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 予定納税額 1428万8600円

上記金額は、所得税法104条の規定による原告乙の平成17年分所得税の予定納税額であり、同原告が確定申告書に記載した予定納税額と同額である。

4 本件賦課決定2（本件変更決定2による一部取消し後のもの）の根拠

過少申告加算税の額 4953万5000円

上記金額は、本件更正2により原告乙が新たに納付すべきこととなった所得税の税額3億6987万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）を基礎として、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき算出した金額である。

当事者の主張

(1) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期（争点1）について

(被告の主張1)

ア 譲渡所得の収入金額の収入すべき時期等

所得税法は、一暦年を単位として、各年ごとに課税所得を計算し、課税を行なうこととし、各種所得の収入金額について、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、当該権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているところ、この建前の下においては、一定額の金銭の支払を目的とする債権は、その現実の支払がされる以前に、当該支払があったのと同様に課税されることとなり、所得税法36条1項にいう「収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額」の計上時期は、現実に入りのあった時期ではなく、収入すべきことが確定した時期であると解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁参照）。

そして、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得、すなわち、資産に関する権利の移転の対価である収入から算出される所得である（所得税法33条1項）から、譲渡所得の帰属年度及び総収入金額に算入すべき金額については、当該資産の対価が現実には交付された時ではなく、対価の給付請求権の確定した時、すなわち、所有権その他の権利が相手方に移転した時を基準として帰属年度を決定し、その給付請求権の金額をもって総収入金額に算入すべき金額とすべきである。

イ 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期

原告らは、平成17年8月31日付けで「合意書（AGREEMENT）」と題する書面に署名をし本件各譲渡合意を締結することにより、本件各株式をB社らに譲渡したものであり、本件各譲渡合意には、「本件各株式の所有権は、この合意書にサインされた日付からB社らに引き継がれ、同時に、原告らは、A社の株主責任について免責される。」という約定（1項）があるところ、後記被告の主張2のとおり、本件各譲渡合意は有効に成立しており、詐欺そのほかの取り消し得べき瑕疵もなく、また、A社は、同年9月15日に開催された取締役会において、原告らが本件各株式をB社に譲渡することを承認したのであって、本件各株式の所有権は平成17年中にB社らに移転したのであるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡収入の原因となる権利は平成17年中に確定しており、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年となるというべきである。

(原告らの主張)

原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、次のとおり、法律行為の要素の錯誤により無効であるか、又は詐欺により取り消されたものであり、原告らは、平成17年8月31日付けの本件各譲渡合意ではなく、後記ア(オ)の平成19年4月15日付けの株式譲渡契約により、本件各株式を譲渡したのであるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年ではなく平成19年であり、原告らの平成17年分の株式等に係る譲渡所得等の金額はいずれも零円である。

ア 本件の事実経過

(ア) 本件各譲渡合意の締結に至る経緯

a A社の経営についての意見の対立

原告らと丙は、A社の取締役兼株主として、同社を協力して経営していたが、A社が平成17年●月に法人税法違反により告発された後は、コンプライアンスを重視する原告らとそうではない丙との間で、A社の経営について意見の対立が生ずるようになった。原告らは、適切な時期に、丙と共に、A社の取締役を辞任し、同社の経営を退くことを検討していた。

b B社ら等についての丙の説明の内容

丙は、平成17年8月、原告らに対し、本件各株式をB社らに譲渡することを持ち掛けた。丙は、原告らに対し、丙を含めた3名がA社の全ての株式をB社らに譲渡することを提案し、B社らは米国のR市場に上場しているF（以下「F社」という。）を中心とするFグループ（以下「Fグループ」という。）に属する法人であると説明した。丙は、原告らに対し、B社らの情報として、戊との会談録を交付した。

c 原告らが本件各譲渡合意を締結した理由

原告らは、B社らがFグループに属する法人であるということから、その支払能力には問題がないと考え、また、丙も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くということであることから、B社らとの間で、譲渡代金の支払方法を分割払と定めて本件各株式を譲渡することを内容とする本件各譲渡合意を締結することとした。

(イ) 原告らとB社らほかとの係争関係

a 丙の説明が虚偽のものであったことの発覚

原告らは、平成17年10月頃、B社らが、本件各譲渡合意においては、ニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされているのに、実際はニューヨーク州政府に法人登録をされていないことを知り、その後、B社らはいずれも米国デラウェア州法を準拠法として設立されてはいるものの、本件各譲渡合意の締結当時は、E社は税金の未納により法人の設立許可が無効となっており、B社に至っては設立すらされていないことを知った。原告らは、B社がFグループとは一切関係がないこと、E社が2004年（平成16年）の第3四半期まではF社の子会社であったものの、その頃からFグループとは関係がなくなっていることも知った。

b 原告らによる本件各譲渡合意の詐欺取消しの意思表示

原告らは、本件各譲渡合意の締結前に丙から受けた説明の中の重要な部分に虚偽があったことから、本件各株式を詐取されたと考え、平成17年10月20日付け内容証明郵便をもって、A社に対し、本件各株式の譲渡に係る株主名簿の記載の訂正と、平成17年度の定時株主総会の招集通知書を原告らに送付することを求めるとともに、同月24日、B社の日本における代表者である丁に対し、本件各譲渡合意を詐欺により取り消す旨の意思表示をした。

c 原告らによる仮の地位仮処分の申立て1

原告らは、平成●年●月●日、当庁に対し、A社を相手方として、平成17年度の定時株主総会において原告らに議決権を行使させることを求める仮処分の申立てをしたが、上記株主総会が同月4日に開催されたことから、同月●日、この仮処分の申立てを取り下げた。

d 原告らによる仮の地位仮処分の申立て2

原告らは、平成17年10月5日に開催されたA社の臨時株主総会において丙が取締役に重任されるとともに原告らに退職金を支給しないものとする決議がされたことを知り、当庁に対し、同年●月●日、A社及び丙ほかを相手方として、A社の代表取締役及び取締役の職

務執行の停止並びにその期間中の職務代行者の選任を求める仮処分の申立てをし、同月●日には、A社を被告として、その本案である上記株主総会決議の取消しの訴えを提起した。

e 平成17年分の所得税の確定申告

原告らは、法定の申告期限内に、芝税務署長に対し、平成17年分の所得税の確定申告をしたが、B社らとの間で、本件各譲渡合意についての係争関係にあり、その不存在又は無効を主張していたことから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得は発生していないものとして、上記申告をした。

f 仮の地位仮処分の申立ての却下決定等

当庁は、平成●年●月●日、本件各譲渡合意は有効に成立しているとして、上記dの仮処分の申立てを却下する決定をした。原告らは、即時抗告をしたが、東京高等裁判所は、同年●月●日、この即時抗告を棄却する決定をした。原告らは、平成●年●月●日、上記dの訴えを取り下げた。

原告らは、A社の株主たる地位を回復するには、B社らを訴えて、同社らとの間で同地位を確定する必要があると、上記dの株主総会決議の取消しの訴えは、上記地位を回復する方法として適切ではないことから、同訴えを取り下げたものであって、本件各譲渡合意が有効であることを認めて、上記dの訴えを取り下げたものではない。

(ウ) 本件各株式の譲渡代金の支払

a C社の利益分の譲渡代金の減額通知

A社は、平成17年8月当時、C社を通じてD社からの商品の仕入れを行っていたところ、原告らとB社は、C社はA社の商流から外れる旨合意していたが、B社らがC社に替わりA社の商流に入るものとしていた株式会社Q（以下「Q社」という。）の準備が整わなかったため、C社は、A社の商流から外れるのが遅れ、平成18年1月までA社の取引に介在していた。B社は、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって、原告らの代理人であったM弁護士に対し、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより取得した利益に相当する金額を本件各株式の譲渡代金から差し引く旨通知した。

b B社の小切手の送付1

B社は、平成17年10月31日以降、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で、同社振出しの小切手を送付した。もっとも、B社は、上記aの通知に基づいて、同月分から平成18年3月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付したところ、この減額に係る金額は、原告甲について合計7億3137万1600円、原告乙について合計4億7231万4400円となった。原告らは、本件各株式を詐取されたと考えていたことから、B社から送付された小切手を同社の日本における代表者である丁の代理人であったN弁護士に送付したが、返送された。原告らは、小切手の供託を試みたが、受理されず、さらに、小切手を換金した上、現金での供託を試みたが、それも受理されなかった。

c 退職金相当額の返還請求権との相殺

原告らは、平成17年8月31日付けでA社の取締役を退任した際に、原告甲において退職金3億円を、原告乙において退職金2億円を、それぞれ受け取ったが、同年10月5日に開催されたA社の臨時株主総会において、原告らに退職金を支給しないものとする株主総会決議がされたことにより、A社に対し、上記退職金相当額の返還をする義務を負うに至った。

B社は、平成18年2月27日に上記退職金相当額の返還請求権をA社から譲り受けたとして、同年3月31日付け「送金額明細書」と題する書面をもって、原告らに対し、この退職金相当額の返還請求権と本件各株式の譲渡代金債権とを対当額で相殺する旨通知し、この通知に基づいて、平成18年3月分から同年5月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付したところ、この減額に係る金額は、原告甲について合計3億円、原告乙について合計2億円となった。

d 本件各株式の譲渡代金の支払方法の変更（リスケジュール）

B社は、A社の平成18年8月期の中間申告においてその経常利益が30%以上悪化したことを理由として、平成18年5月頃、「お知らせ」と題する書面をもって、原告らに対し、本件各譲渡合意6項に基づいて本件各株式の譲渡代金の支払方法を36回分割払から72回分割払に変更する旨通知し、その後、この通知に基づいて、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を減額した小切手を送付した。

e B社の小切手の送付2

B社は、後記(キ)の支払の停止まで、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で、同社振出しの小切手を送付した。原告らがB社から受け取った小切手の金額は、原告甲において合計30億1172万4984円、原告乙において合計20億3435万9284円（いずれもドル建ての小切手については1ドル118円として換算したもの）である。原告甲は、上記金員をC社の借入金の返済に充て、原告乙は、上記金員を使用せず、そのまま保管している。

原告らは、B社から送付された小切手の供託を試みたが、受理されなかったため、やむを得ず、これを換金した上、C社の借入金の返済に充て、又は保管していたのであって、本件各株式の譲渡代金を受領する意思はなく、本件各譲渡合意が有効であることを認めたものではない。

(エ) 本件各株式の株券の不交付

原告甲は本件株式1のうち150株の株券を、原告乙は本件株式2のうち100株の株券を、それぞれ所持しており、残りの株式は全て株券未発行の状態にあったところ、原告らは、上記所持に係る株券をB社に交付せず、所持していた。

(オ) 本件各株式に関する新たな譲渡契約の締結

a 原告らは、平成19年4月15日付けで、B社との間で、本件各譲渡合意がその効力を有しないものであることを相互に確認した上、改めて本件各株式をB社に譲渡する旨の株式譲渡契約（以下「本件各譲渡契約」という。）を締結した。

b 本件各譲渡契約には、要旨次のとおりの約定がある。

(a) 原告らとB社は、本件各譲渡合意がその効力を有しないことを相互に確認し、本件各譲渡契約において新たに本件各株式の譲渡を行うものとする。（2条）

(b) 原告らは、本件各譲渡契約をもって、本件各株式の全てをB社に譲渡し、本件各譲渡契約の締結後速やかに、本件各株式の株券のうち原告らが所持するものをB社に交付する。（3条）

(c) 本件株式1の譲渡代金は総額64億7778万8400円とし、原告甲において預り済みの16億6293万5343円を全額譲渡代金に充当し、B社は、残額48億1485万3057円を56回に分割して支払う。本件株式2の譲渡代金は総額43億1852

万5600円とし、原告乙において預り済みの11億2406万5966円を全額譲渡代金に充当し、B社は、残額31億9445万9634円を56回に分割して支払う。(4条)

c 原告らが本件各譲渡契約を締結した理由

原告らは、上記(イ) dの訴えを取り下げた後、米国において、B社らを被告とする、A社の株主たる地位の確認の訴えを提起することを検討していたが、費用や時間の面から得策ではなく、また、既に原告らがA社の経営を退いてから相当の時間が経過していたため、同社の株主たる地位を回復しても、同社の経営に原告らの意思を反映させることは困難であると考えられたことから、上記訴えの提起は取り止め、B社との間で本件各譲渡契約を締結したものである。

d 本件各譲渡契約の定める本件各株式の譲渡代金の算定根拠

本件各譲渡契約の定める本件各株式の譲渡代金は、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金からC社の利益分と退職金相当額とを差し引いたものである(ただし、本件株式1の譲渡代金には916万円が加算されており、本件株式2の譲渡代金からは916万円が控除されている)。

(カ) 本件更正等1及び本件更正等2

芝税務署長は、原告らは平成17年8月31日付けで本件各譲渡合意を締結し本件各株式をB社らに譲渡したことにより平成17年中にその譲渡代金を得たとして、平成19年11月28日付けで、原告らに対し、本件更正等1及び本件更正等2をした。

(キ) 本件各株式の譲渡代金の支払の停止

B社は、平成20年8月分までは、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で、本件各譲渡契約の定める各月の支払額の小切手を送付していたが、同年9月分として1500万円の小切手を送付したのを最後に、小切手を送付しなくなった。同年5月には、A社に対する税務調査が行われており、その結果、同社の利益を本件各株式の譲渡代金の支払に充てることができなくなったことが、B社が本件各株式の譲渡代金の支払を停止した原因であると推察される。

(ク) 原告らの更正の請求及び本件各再更正等

原告らは、本件各株式の譲渡代金の一部をB社から回収することができなくなったため、B社に対し、本件各株式の未払譲渡代金(本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22億8416万6316円)を放棄する旨の意思表示をした上、原告甲において平成22年1月15日付けで、原告乙において同年7月5日付けで、所得税法152条、64条1項(資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例)の規定に基づき、芝税務署長に対し、それぞれ平成17年分の所得税の更正の請求をしたところ、芝税務署長は、原告らの更正の請求を一部認容して、原告甲に対し同年5月31日付けで、原告乙に対し同年8月13日付けで、本件各再更正等をした。

イ 本件各譲渡合意の錯誤無効

原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示には、次のとおり、法律行為の要素の錯誤があるといえるのであって、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は錯誤により無効といふべきである。

(ア) 原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示の要素の錯誤

a 譲受人の素性或支払能力は法律行為の要素となること

本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金は総額125億円と巨額であり、その支払方法は分割払（後払）とされている。そして、譲渡代金の支払方法が後払とされている場合には、譲受人の素性或支払能力は、譲渡人の譲渡契約の締結の意思決定における最も重要な要素として、法律行為の要素となる。

b B社らの素性についての錯誤

B社らは、本件各譲渡合意において、ニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされており、原告らもそのように認識していたが、実際はニューヨーク州政府に法人登録をされていなかったのであって、その素性は不明である。仮に、B社は、本件各譲渡合意の締結後である平成17年10月24日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であり、また、E社は、本件各譲渡合意の締結前である平成13年4月5日にデラウェア州法を準拠法として設立された法人であるものの、本件各譲渡合意の締結当時は税金の未納により法人の設立許可が無効となっていたものであるとしても、原告らは、そのようなことは認識しておらず、本件各譲渡合意の締結当時、B社らが有効に設立されていないことを知っていたのであれば、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結することはなかった。

c B社らの支払能力についての錯誤

原告らは、丙から、B社らは米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると説明され、B社らには総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結したが、B社らは、実際にはFグループに属する法人ではなかった（B社は、Fグループとは一切関係がなく、E社は、2004年（平成16年）の第3四半期まではF社の子会社であったものの、F社がその頃にE社の株式を売却したことにより、本件各譲渡合意の締結当時はFグループとは関係がなくなっていた。）。原告らは、本件各譲渡合意の締結当時、B社らがFグループに属する法人ではないことを知っていたのであれば、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結することはなかった。

(イ) 被告の主張について

a 被告は、本件各譲渡合意の締結当時、B社がいまだ設立されていなかったとしても、本件各譲渡合意は原告らとB社の代表者との間で有効に成立し、その後、B社が設立されたことにより、本件各譲渡合意に基づく権利義務が同社に帰属したと考えることができると主張する。

しかし、これから取引をする場合、相手方がいまだ設立されていない会社であれば、よほどの事情がない限り、その設立後に契約を締結する。このことは自明の経験則であり、法律行為の要素の錯誤に当たる。その後、相手方がいまだ設立されていない会社であることが判明したものの、契約の無効を主張せず、結果として設立後の会社に権利義務が引き継がれることがあるとしても、それとは別問題である。また、契約の相手方がいまだ設立されておらず、経営実績のない会社であると、その後の経営の推移は不明であるが、既に設立され、経営実績のある会社であれば、その一事をもって一定程度の信用を与えることができる。契約の相手方が既に設立され、経営実績のある会社であるか否かは、今後の当該会社の支払能力を測る際の重要な要素であり、その点に関する錯誤は、契約の相手方の支払能力に関する錯誤となり、法律行為の要素の錯誤に当たる。

b 被告は、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると

いうだけで支払能力があることが保証されるものではなく、B社らがどのような企業グループに属するかはその支払能力と直ちに結びつくことではないと主張する。

しかし、B社らが米国のR市場に上場しているF社の関連会社であれば、B社ら自体も上場会社の関連会社として確実な財務的基盤を備えた会社であるという推定が働く。また、B社らがF社の関連会社であれば、F社からの資金援助その他の支援を期待することができるし、F社の信用を背景に与信を得やすくなり、資金調達が容易になる。このように、F社の関連会社であるか否かは支払能力に結び付く事情であり、この点に関する錯誤は支払能力に関する錯誤として要素の錯誤となる。

- c 被告は、B社は、本件各譲渡合意の締結後、本件各株式の譲渡代金の支払をしていたことからすると、B社らには当時相当の支払能力があったと認めることができるのであって、B社らに支払能力がなかったということは到底できず、原告らがB社らの支払能力を誤信したと認めることはできないと主張する。

確かに、B社は、原告らに対し、平成17年10月分から平成20年8月分までは本件各株式の譲渡代金を支払い、同年9月分の一部も支払った。しかし、B社は、その後、本件各株式の譲渡代金の支払を停止し、本件株式1については34億6606万3416円、本件株式2については22億8416万6316円が未払のままとなっているのであって、B社には、本件各譲渡合意の締結当時から本件各株式の譲渡代金を支払う能力などなかったものである。後記ウ(イ)bのとおり、本件各株式の譲渡代金の支払は、A社からB社に流れた資金をもってされていたのであり、原告らは、B社らの支払能力を誤信したものである。

- d 被告は、仮に原告らがB社らの素性或支払能力について誤信していたとしても、B社らの素性或支払能力について必要な調査もせずにそのように誤信したことについては重大な過失があったことが明らかであると主張する。

しかし、本件各譲渡合意の締結の相手方であるB社らは米国法人であるから、その素性或支払能力を把握することは容易ではない。日本の弁護士を関与させたところで調査能力が飛躍的に向上するわけではなく、そのことは格別考慮すべき事情となるものではない。被告の主張に係る事情からは、原告らに重大な過失があったということは到底できない。

ウ 本件各譲渡合意の詐欺取消し

原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、次のとおり、B社ら及び丙の詐欺により錯誤に陥ってしまったものであるということができるのであって、取り消すことができるものであるところ、原告らは、平成17年10月24日、B社らの日本における代表者である丁に対し、上記意思表示を取り消す旨の意思表示をした。

(ア) B社らの詐欺

総額125億円もの価値のある資産を、譲渡代金の支払方法を後払として、支払能力の明らかでない者に譲渡することは通常あり得ないのであって、B社らは、原告らにおいて、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされておらず、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人ではないことを認識していれば、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結するはずがないことを知りながら、原告らがB社らの素性及び支払能力について錯誤に陥っていることを奇貨として、本件各譲渡合意を締結させたものである。

(イ) 丙の詐欺

- a 丙は、原告らから本件各株式を取り上げて、A社を単独で支配するため、戊らと共謀の上、

実体のない法人であるB社らによる架空の買収話を作成したものであって、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、Fグループに属する法人ではないことを知りながら、また、自らは本件株式3をB社らに譲渡せず、A社の経営にとどまるつもりであるのに、B社らはFグループに属する法人である旨、及び、自らも本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く旨、原告らに虚偽の事実を告知し、さらに、B社らはニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、有効に設立されてすらいないことを秘匿して、原告らをして、B社らはニューヨーク州政府に法人登録をされているものであり、Fグループに属する法人であって、総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があり、また、丙自身も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くものであるという錯誤に陥れ、その錯誤の下で本件各譲渡合意の締結の意思表示をさせたものである。

b 丙の詐欺は第三者の詐欺ではないこと

B社らは、丙が架空の買収話を作成するために準備した実体のない法人にすぎないから、丙の詐欺は第三者の詐欺ではないというべきである。B社には、本件各株式の譲渡代金を支払う能力などなく、丙は、A社の利益を本件各株式の譲渡代金の支払に充てることとしていたものである。平成●年●月●日付けの新聞記事によれば、A社から融資の利払の名目で投資会社に供与された資金がA社の旧大株主2名に対する株式購入代金の支払に充てられており、A社は東京国税局から十数億円の申告漏れを指摘されたとされている。

エ 本件各株式の株券の不交付

株券の交付は株式の譲渡の効力要件であるところ、原告らは、本件各株式の株券をB社らに交付していないのであって、本件各譲渡合意が有効なものであれば当然にされるはずの行為がされていない。

この点について、被告は、本件各株式の株券は占有改定の方法により原告らからB社らに交付されたものであると認めるのが相当であると主張する。しかし、原告らは、本件各譲渡合意の締結直後から、その効力を争っていたのであるから、占有改定の意思を表示していないことは明らかである。

オ 本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法

(ア) 本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法は、次のとおり、本件各譲渡合意13項にかかわらず、日本法であると解すべきである。

a 本件各譲渡合意13項について

法の適用に関する通則法7条は、法律行為の成立及び効力の準拠法について、当事者自治の原則を採用している。そのため、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法は、原告らとB社らが本件各譲渡合意の締結当時に選択した地の法となること、本件各譲渡合意13項は、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法について定めているようにみえるが、その文言からは、米国の法と英国連邦の法のいずれが適用されるのか明らかではなく、その上、米国の法が準拠法となるとしても、そのいずれの州の法が準拠法となるのか明らかではなく、また、英国連邦政府といっても、イギリス連邦をいうのか、連合王国をいうのか明らかではない。このように、本件各譲渡合意13項は、いずれの法を準拠法として選択するのか明確ではないことからすると、その効力を有しないというべきである。

また、前記イ及びウのとおり、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、法律行為の要素の錯誤により無効であるか、又は詐欺により取り消されたものであるから、本件各譲渡

合意13項はその効力を有しないというべきである。

b 黙示の意思表示による準拠法の選択

当事者による準拠法の選択がない場合の法律行為の成立及び効力の準拠法については、法の適用に関する通則法8条の規定が置かれているが、当事者による明示的な準拠法の選択がない場合であっても、諸般の事情から、当事者による黙示の準拠法の選択があると認められるときには、当該法律行為の成立及び効力の準拠法は、当事者が黙示的に選択した地の法となるというべきである。そして、本件各譲渡合意については、本件各譲渡合意に係る合意書は日本語により作成されており、本件各譲渡合意には「本件各譲渡合意は、日本語により締結されたものであり、その英訳は、参照のために作成されたものにすぎない。日本語の契約書とその英訳との間に矛盾や齟齬がある場合には、日本語の契約書が優先する。」という約定(15項)があること、本件各譲渡合意は日本法人であるA社の株式の譲渡に関するものであること、本件各株式の譲渡代金の支払は円建てで行われることとされていること、譲渡人が日本人であることなどからすると、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法を日本法とする黙示の準拠法の選択があると認められる。

(イ) デラウェア州法上の錯誤

仮に本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法はB社らの設立準拠法であるデラウェア州法であるとする、同法上の錯誤の成立要件及び効果が問題となる、デラウェア州法上の錯誤の成立要件は、① 相手方の契約の履行が非良心的であること、② 表意者の錯誤が約因の内容に関するものであること、③ 表意者の錯誤が通常の注意を払っても生ずるものであること、④ 表意者を原状に戻すことが可能であることであり、その効果は、表意者は契約を取り消すことができるというものであって、日本法上の錯誤とは成立要件及び効果が大きく異なるので、原告らは、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法がデラウェア州法であることを前提とする限り、本件各譲渡合意について錯誤無効を主張しない。

(ウ) デラウェア州法上の詐欺

仮に本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法はB社らの設立準拠法であるデラウェア州法であるとする、同法上の詐欺の成立要件及び効果が問題となる、デラウェア州法上の詐欺の成立要件及び効果は次のa及びbのとおりであり、本件においては、衡平法上の詐欺及びコモンロー上の詐欺のいずれもが成立し、原告らは、いずれによっても本件各譲渡合意の締結の意思表示を取り消すことができる。原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示は、詐欺により取り消されたものである。

a 衡平法上の詐欺

(a) 衡平法上の詐欺の成立要件及び効果

デラウェア州法の衡平法上の詐欺の成立要件は、① 表意者と相手方との間に委託者と受託者の関係があること、② 相手方が虚偽の事実の表示をすること(この表示は重要な事実に関するものであることを要する。)、③ 相手方に表意者を行動させ又は行動を控えるように仕向ける意図があること、④ 表意者が虚偽の事実の表示に対する正当な信頼に基づいて行動し又は行動しないこと、⑤ 信頼の結果として表意者に損害が発生することであり、第三者の詐欺の場合には(丙は本件各譲渡合意の当事者ではないから、その詐欺は第三者の詐欺である。)、さらに、⑥ 相手方と第三者との間に共謀が成立すること(2名以上の者が、達成されるべき目的を有し、その目的又は行動指針に関する考えを一致さ

せた上で、不法行為を行い、その結果として損害が発生したこと)を要する。そして、その効果は、表意者は契約を取り消すことができるというものである。

(b) 上記(a)の衡平法上の詐欺の成立要件を本件に当てはめると、次のとおりであり、第三者である丙の詐欺が成立する。

i 委託者と受託者の関係の存在

丙は、A社の取締役として、同社の株主である原告らから同社の経営を委任され、原告らに対し、十分な情報を提供する義務及び虚偽の情報を提供しない義務を負っていたのであるから、原告らと丙の間には委託者と受託者の関係があったといえることができる。

ii 相手方の虚偽の事実の表示

(i) 丙は、原告らに対し、B社らはFグループに属する法人であり、自らも本件株式3をB社らに譲渡するという虚偽の事実の表示をし、また、自らがB社らに影響力を有していることを告知しなかった上、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であるという虚偽の事実の表示をした。

(ii) 表示が重要な事実に関するものであること

上記表示が重要な事実に関するものであるか否かは、合理的な判断力を有する通常人を基準として判断されるべきものであるところ、合理的な判断力を有する通常人であれば、B社らがFグループに属する法人であるということから、B社らは相当な資金調達能力があると考えるのであって、上記表示は重要な事実に関するものであるといえることができる。

iii 表意者を行動させる意図の存在

丙は、戊との間で、非常に限定された責任の下でB社らの代表者となることを委託する契約を締結するなど、B社らに影響力を有しており、B社らがFグループに属する法人ではないことを知っていたにもかかわらず、上記ii(i)のとおり、虚偽の事実の表示をし、原告らをして、B社らが総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があるものであると思込ませたこと、丙は、戊に対し、自らは本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く意思がない旨述べていたにもかかわらず、上記ii(i)のとおり、虚偽の事実の表示をし、原告らをして、丙自身も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くものであると思込ませたことからすると、丙には、原告らをして、本件各株式をB社らに譲渡させる意図があったといえることができる。

iv 表意者の正当な信頼の存在

原告らは、丙の虚偽の事実の表示を信頼して、本件各譲渡合意を締結したものであるところ、丙は、A社の取締役として、同社の株主である原告らに対し、真実を告知する義務を負っていたのであるから、原告らが丙の虚偽の事実の表示を信頼したことは正当であるといえることができる。

v 表意者の損害の発生

原告らは、B社が本件各株式の譲渡代金の支払を停止したことにより、その支払を受けることができないという損害を被った。原告らは、B社らがFグループに属する法人ではないこと等を知っていれば、本件各株式をB社らに譲渡しなかったのであるから、丙の虚偽の事実の表示を信頼したことにより損害を被ったといえることができる。また、

原告らは、B社らとの間で本件各譲渡合意を締結したことにより、総額125億円もの譲渡代金に相当する重要な資産である本件各株式を失うという損害を被ったということもできる。

vi 相手方と第三者の共謀の成立

戊はB社らの代表者であり、丙もB社らに影響力を有していたのであって、本件各譲渡合意の締結について両者の利害は一致していたこと、戊はB社らが有効に設立されていないことやFグループに属する法人ではないこと、丙には本件株式3をB社らに譲渡する意思がないことやA社の経営を退く意思がないことを知りながら、丙との間で、非常に限定された責任の下でB社らの代表者となることを受託する契約を締結し、丙の指示に従って動く立場にあったことからすれば、B社らの代表者である戊と丙は詐欺の目的を達成するために結託していたと認めることができるのであって、B社らと丙の間には共謀が成立していたということができる。

b コモンロー上の詐欺

(a) コモンロー上の詐欺の成立要件及び効果

デラウェア州法のコモンロー上の詐欺の成立要件は、上記a(a)の衡平法上の詐欺の成立要件②から⑤までに加えて、⑥ 相手方が自らの表示が虚偽の事実についてのものであることを知っていること又は相手方が過失により虚偽の事実の表示をしたことである。そして、その効果は、表意者は契約を取り消すことができるというものである。

(b) 上記(a)のコモンロー上の詐欺の成立要件を本件に当てはめると、次のとおりであり、相手方であるB社らの詐欺が成立する。

i 相手方の虚偽の事実の表示

(i) B社らは、本件各譲渡合意に係る合意書に、自らがニューヨーク州の法律で組織化された会社であると表示しているが、実際には、ニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったものであって、B社らは虚偽の事実の表示をしたということができる。

(ii) 表示が重要な事実に関するものであること

合理的な判断力を有する通常人であれば、有効に設立されていない法人との間で本件各譲渡合意のような重要な契約を締結するはずがないのであって、上記表示は重要な事実に関するものであるということができる。

ii 相手方の故意又は過失

B社らは、実際には、ニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったにもかかわらず、本件各譲渡合意に係る合意書には、自らがニューヨーク州の法律で組織化された会社であると表示しているのであって、B社らは自らの表示が虚偽の事実についてのものであることを知っていたということができる。

iii 表意者を行動させる意図の存在

B社らは、実際には、ニューヨーク州政府に法人登録をされているものではなく、本件各譲渡合意の締結当時は、有効に設立されてすらいなかったにもかかわらず、上記i(i)のとおり、虚偽の事実の表示をし、原告らをして、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であると思込ませたことからすると、B社らには、原告らをして

本件各株式をB社らに譲渡させる意図があったとすることができる。

iv 表意者の正当な信頼の存在

原告らは、B社らの虚偽の事実の表示を信頼して、本件各譲渡合意を締結したものであるところ、B社らの設立の有効性については、原告らとB社らとの間に情報の格差があり、原告らとしては、B社らから提供される情報に依拠せざるを得なかったのであるから、原告らがB社らの虚偽の事実の表示を信頼したことは正当であるといえることができる。

v 表意者の損害の発生

前記 a (b) v と同様に、原告らは、B社らの虚偽の事実の表示を信頼したことにより損害を被ったといえることができる。

(被告の主張 2 - 本件各譲渡合意の錯誤無効、詐欺取消し等について)

ア 本件各譲渡合意の錯誤無効について

原告らは、譲渡代金の支払方法が後払とされている場合には、譲受人の素性或支払能力は、譲渡人の譲渡契約の締結の意思決定における最も重要な要素として、法律行為の要素となとした上で、B社らは、本件各譲渡合意において、ニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされており、原告らもそのように認識していたが、実際はニューヨーク州政府に法人登録をされていなかったこと、また、原告らは、丙から、B社らは米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であると説明され、B社らには総額125億円もの本件各株式の譲渡代金を支払う能力があると判断して、本件各譲渡合意を締結したが、B社らは、実際にはFグループに属する法人ではなかったことからすると、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示には法律行為の要素の錯誤があるといえることができると主張する。

しかし、原告らが指摘する点は、次のとおり、いずれも本件各譲渡合意の内容に照らして重要なものとは認めることができないのであって、原告らの本件各譲渡合意の締結の意思表示に法律行為の要素の錯誤があったといえることはできない。

(ア) B社らの素性の錯誤について

まず、B社らの素性の錯誤についてみると、本件各譲渡合意では、B社らがニューヨーク州の法律で組織化された会社であるとされているものの、原告らとB社らとの間で、B社らの設立準拠法が問題とされた形跡は存在しないし、また、本件各譲渡合意の締結当時、B社がいまだ設立されていなかったとしても、本件各譲渡合意は原告らとB社の代表者との間で有効に成立し、その後、B社が設立されたことにより、本件各譲渡合意に基づく権利義務が同社に帰属したと考えることができるのであって、単にB社の設立時期が本件各譲渡合意の締結後になっただけにすぎない。

この点について、原告らは、契約の相手方が既に設立され、経営実績のある会社であるか否かは、今後の当該会社の支払能力を測る際の重要な要素であり、その点に関する錯誤は、契約の相手方の支払能力に関する錯誤となり、法律行為の要素の錯誤に当たると主張する。しかし、経営実績のある会社であっても、経営状態が悪化することはあり得るのであるから、経営実績の有無は直ちに当該会社の支払能力に結び付くものではないといえるべきである。

(イ) B社らの支払能力の錯誤について

次に、B社らの支払能力の錯誤についてみると、米国のR市場に上場しているF社を中心とするFグループに属する法人であるというだけで支払能力があることが保証されるものでは

なく、B社らがどのような企業グループに属するかはその支払能力と直ちに結び付くことではないし、また、原告らは、B社が本件各株式の譲渡代金を支払うことができなくなる可能性があることを前提に、本件各譲渡合意において、本件各株式の返却を受ける権利を確保している（4項、5項）。

そもそも、E社の取締役にはF社の会長兼CEO及び社長の両名が就任しており、E社がF社の関連会社ではないと断定することはできないし、また、B社は、本件各譲渡合意の締結後、本件各株式の譲渡代金の支払をしていたことからすると、B社らには当時相当の支払能力があったと認めることができるのであって、B社らに支払能力がなかったということは到底できず、原告らがB社らの支払能力を誤信したと認めることはできない。

（ウ） 原告らの重大な過失

民法95条ただし書は、「表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」と規定している。原告らは、本件各譲渡合意の締結にK弁護士を関与させていたのであるから、譲受人について十分に調査をした上で本件各譲渡合意を締結することは比較的容易であったものであり、相応の財産の変更を伴う契約を締結する際にその譲受人の素性或支払能力を調査することは通常行われることであるのに、原告らは、平成17年8月18日頃に丙から本件各株式を譲渡することを持ち掛けられ、その数日後には戊との会談録を見せられて、譲受人の候補者がB社らであることを把握してから、同年9月16日に本件各譲渡合意に係る合意書に署名をし、丁に交付するまでの間、何ら譲受人の素性或支払能力の調査をしなかったのであるから、仮に原告らがB社らの素性或支払能力について誤信していたとしても、B社らの素性或支払能力について必要な調査もせずにそのように誤信したことについては重大な過失があったことが明らかである。

イ 本件各譲渡合意の詐欺取消しについて

（ア） 丙の詐欺について

原告らは、丙は、原告らから本件各株式を取り上げて、A社を単独で支配するため、戊らと共謀の上、実体のない法人であるB社らによる架空の買収話を作成したものであって、自らは本件株式3をB社らに譲渡せず、A社の経営にとどまるつもりであるのに、自らも本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退く旨、原告らに虚偽の事実を告知し、原告らをして、丙自身も本件株式3をB社らに譲渡し、A社の経営を退くものであるという錯誤に陥れ、その錯誤の下で本件各譲渡合意の締結の意思表示をさせたものであると主張する。

しかし、丙が戊らと共謀の上B社らによる架空の買収話を作成したと認めるに足りる証拠はなく、B社らが実在の法人であり、全額ではないにしても本件各株式の譲渡代金の支払がされていることからすれば、丙が戊らと共謀の上B社らによる架空の買収話を作成したと認めることはできないというべきである。また、原告らが指摘する、丙自身も本件株式3をB社らに譲渡するという点であったにもかかわらず、実際には、丙は本件株式3をB社らに譲渡しなかったという点については、原告らが本件各譲渡合意により本件各株式をB社らに譲渡したと直接関連する事実ではない上、丙が本件株式3をB社らに譲渡する意思がないのにその意思があるかのように装ったとする証拠もない。

（イ） 詐欺取消しの意思表示について

原告らは、平成17年10月24日、B社らの日本における代表者である丁に対し、本件各譲渡合意の締結の意思表示を取り消す旨の意思表示をしたと主張する。

しかし、原告らの代理人であったM弁護士が丁に送付した平成17年10月24日付け通知書の中には、本件各譲渡合意の不存在及び錯誤無効をいう部分はあるものの、本件各譲渡合意を詐欺により取り消す旨をいう部分はなく、原告らがB社らに対し本件各譲渡合意の締結の意思表示を詐欺により取り消す旨の意思表示をしたと認めることはできない。

ウ 本件各株式の株券の不交付について

原告らは、株券の交付は株式の譲渡の効力要件であるところ、原告らは、本件各株式の株券をB社らに交付していないのであって、本件各譲渡合意が有効なものであれば当然にされるはずの行為がされていないと主張する。

しかし、本件各譲渡合意においては、「本件各株式の所有権は、この合意書にサインされた日付からB社らに引き継がれ、同時に、原告らは、A社の株主責任について免責される。」と定められており(1項)、当事者間で本件各株式の所有権が移転するものとされていることに加えて、平成17年9月15日に開催されたA社の取締役会において、原告らから本件各株式の譲渡についての承認請求がされ、これが承認されていることからすれば、本件各株式の株券は、占有改定の方法により、原告らからB社らに交付されたものであると認めるのが相当である。

エ 本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法について

(ア) 本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法については、次のとおり、本件各譲渡合意には明示の選択があるということはず、原告らとB社との間には日本法を準拠法とする旨の黙示の選択があると解するのが相当である。

a 本件各譲渡合意13項について

法の適用に関する通則法7条は、法律行為の成立及び効力の準拠法について、当事者自治の原則を採用している。そのため、当事者がその合意により特定の国の法を明示的に選択したときは、その法がその契約の成立及び効力の準拠法となること、本件各譲渡合意には、なるほど「本件各譲渡合意は、合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され、かつ、他の法律との利害対立の原則に影響を及ぼすことなく解釈されるものとする。」という約定(13項)があり、一見すると、原告ら及びB社らは、本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法について、米国及び英国連邦の法による旨を明示的に選択しているようにもみえる。しかし、上記約定からは、準拠法を米国の法とするのか、英国連邦の法とするのかが不明であり、米国の法といっても、どの州の法を準拠法とするのかが特定されないし、また、英国連邦の法律といっても、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドの少なくとも三つの法域があり、それぞれ法体系が異なるため、いずれの法を準拠法とするのかを特定することができない。本件各譲渡合意13項からは本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法を導き出すことができないといわざるを得ず、本件各譲渡合意の他の約定においても準拠法を選択するものは見当たらないから、本件各譲渡合意にはその成立及び効力の準拠法に係る明示の選択があるということはずできない。

b 黙示の意思表示による準拠法の選択について

当事者間において法律行為の成立及び効力の準拠法について明示の選択があると認めることができない場合であっても、黙示の選択があると認めることができることがある。そして、本件においては、本件各譲渡合意は主として我が国で事業を行うA社の株式の売買に関するものであること、譲渡人である原告らは我が国の居住者であり、A社も日本法人であること、譲受人であるE社はデラウェア州法を準拠法として設立されているが、我が国に支店

を有していること、本件各株式の譲渡代金の支払は円建てで行うこととされていること、本件各譲渡合意は日本語により締結されており、日本語の契約書とその英訳との間に矛盾や齟齬がある場合には日本語の契約書が優先するとされている（15項）ことからすると、原告らとB社らとの間には本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法を日本法とする黙示の選択があると認められることができるというべきである。

(イ) デラウェア州法上の詐欺について

仮に本件各譲渡合意の成立及び効力の準拠法はB社らの設立準拠法であるデラウェア州法であるとしても、デラウェア州法上の詐欺の成立要件及び効果は次のa及びbのとおりであり、本件においては、衡平法上の詐欺は成立しないし、コモンロー上の詐欺は、表意者は損害賠償の請求をすることができるという効果を有するにすぎず、成立もしないということができる。

a 衡平法上の詐欺について

(a) 衡平法上の詐欺の成立要件及び効果について

デラウェア州法の衡平法上の詐欺の成立要件は、① 相手方による虚偽の事実の表示が存在すること（この表示には重要な事実を隠蔽すること及び告知する義務があるのに何も告知しないことが含まれる。）、② その表示が重要な事実に関するものであること（重要な事実に関するものであるか否かは、当該表示が存在しなければ当該取引が行われなかったか否かにより判断される。）、③ 相手方に表意者にある行為をさせ又はある行為をさせないように誘引する意図があること、④ 表意者が相手方の虚偽の事実の表示を信頼するのがもっともであること（「もっとも」であるか否かは、合理的な人間であれば同様の状況下で当該虚偽の事実の表示を信頼したか否かにより判断される。）、⑤ 表意者が相手方の虚偽の事実の表示を信頼した結果、何らかの損害を被ることである。ただし、衡平裁判所の管轄が認められるためには、表意者に衡平法上の権利が存在することなどを要し、株主と取締役や委託者と受託者のように善良なる管理者の注意義務がある場合には衡平法上の権利が存在するとされる。そして、その効果は、表意者は契約を取り消すことができるというものである。

(b) 上記(a)の衡平法上の詐欺の成立要件を本件に当てはめると、次のとおりであり、衡平法上の詐欺は成立しない。

i 相手方の虚偽の事実の表示について

原告らは、丙から、B社らはFグループに属する法人であり（説明その1）、自らも本件株式3をB社らに譲渡する（説明その2）という虚偽の事実の表示を受け、また、自らがB社らに影響力を有していることの告知を受けなかった（説明その3）上、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社である（説明その4）という虚偽の事実の表示をされたと主張する。

(i) 説明その1について

しかし、原告らが丙から交付されたと主張する、同人と戊との会談録の成立の真正を認めるに足りる証拠はないし、この会談録は、Fグループの事業内容、グループ企業に関する事項等の記載がされたものではないから、丙が原告らに対してした説明の内容が原告らの主張するようなものであったことを証明するものでもない。原告らの作成に係る平成17年11月1日付け報告書の中には、丙から上記会談録を提示され、B社らがFグループに属する信用力ある法人であるという説明を受けたとする部分

があるが、それを裏付ける証拠はない。

(ii) 説明その2について

また、原告らの作成に係る平成17年11月1日付け報告書の中には、丙から同人自身も本件株式3をB社らに譲渡するという説明を受けたとする部分があるが、それを裏付ける証拠はない。

(iii) 説明その3について

次に、戊の2005年(平成17年)11月5日付け宣誓供述書の中には、丙からB社らの会長に就任するように依頼されたとする部分や、戊をB社らの会長に指名する報酬契約の当事者には丙が含まれていたとする部分があるが、当該報酬契約の内容がどのようなものであったかは不明であるし、当該報酬契約には丙以外にも関係者が存在したことがうかがわれ、その中で丙の役割や立場も不明であるから、丙がB社らに影響力を有していたことの根拠とはならない。

(iv) 説明その4について

さらに、B社らの代理人であったN弁護士が原告らの代理人であったM弁護士に対して送付した平成17年11月17日付け「ご連絡」と題する書面によれば、本件各譲渡合意13項の「合衆国及び英国連邦政府の法律に管轄され」という文言は、当初の案では「ニューヨーク州の法律に管轄され」とされていたものが、Fグループにおいて本件各譲渡合意の当事者とする法人がニューヨーク州の法人のみから米国の他の州の法人や英国連邦の法人にまでその範囲が広がったことから変更されたものであって、この事情については、原告らも理解していたと認めることができる。原告らは、本件各株式の譲受人がニューヨーク州の法律で組織化された会社ではないことがあり得ることを理解した上で、本件各譲渡合意を締結したものであり、原告らの主張は、そのような経緯を無視するものである。

ii 表意者の正当な信頼の存在について

仮に原告らの主張に係る丙の説明が実際に原告らにされたとしても、丙と戊との会談録の内容や原告甲の供述によれば、原告らは、丙からB社らの設立準拠法、事業内容や財務状況等の支払能力に関する具体的な説明を何ら受けなかったと認めることができる。本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金は総額125億円にも上り、原告らは、本件各譲渡合意の締結の際に、K弁護士に相談し、合意書の記載内容等についてリーガルチェックを受けていたものであるところ、一般に、重要な財産の譲渡に際しては、譲受人の素性或支払能力を調査するのが通常であり、少なくとも、譲受人に係る公的証明や公表情報のように容易に入手することができる資料については把握すべきであるにもかかわらず、原告らは、平成17年8月18日頃に丙から本件各株式を譲渡することを持ち掛けられ、その数日後には戊との会談録を見せられて、譲受人の候補者がB社らであることを把握してから、同年9月16日に本件各譲渡合意に係る合意書に署名をし、丁に交付するまでの間、ニューヨーク州政府発行の法人未登録証明書やデラウェア州政府発行の法人登録抹消証明書等の公的証明書、インターネット上の公表情報等を何ら入手することなく、漫然と丙の説明を信頼していたのであって、原告らが丙の虚偽の事実の表示を信頼したのが「もっとも」であるということとはできないというべきである。

iii 表意者の損害の発生について

原告らは、B社が本件各株式の譲渡代金の支払を停止したことにより、その支払を受けることができないという損害を被ったと主張する。

しかし、本件各譲渡合意は本件各譲渡契約により合意解除されているというべきであって、原告らがB社から支払を受けることができなくなった本件各株式の譲渡代金は、本件各譲渡合意に基づくものではなく、本件各譲渡契約に基づくものである。

iv 相手方と第三者の共謀の成立について

原告らは、B社らの代表者である戊と丙は詐欺の目的を達成するために結託していたと認めることができると主張する。

しかし、原告らが、戊と丙が結託していたことの根拠として指摘する事実関係は、戊と丙が結託していたことを裏付けるものではない上、その事実関係を認めるに足りる証拠がない。

b コモンロー上の詐欺について

(a) コモンロー上の詐欺の成立要件及び効果について

デラウェア州法のコモンロー上の詐欺の成立要件は、上記 a (a) の衡平法上の詐欺の成立要件①から⑤までに加えて、⑥ 相手方が自らの表示が虚偽の事実についてのものであることを知っているか、虚偽であると信じているか、又は表示に当たり真実性に関する無関心の度合いが甚だしいことであり、また、成立要件②については、相手方の表示が取引について重要な事実に関するものであるだけでなく、取引の本質的な部分に関するものでなければならない。そして、その効果は、表意者は損害賠償の請求をすることができるというものである。

(b) 上記(a)のコモンロー上の詐欺の成立要件を本件に当てはめると、次のとおりであり、コモンロー上の詐欺は成立しない。

i 相手方の虚偽の事実の表示について

原告らは、本件各譲渡合意に係る合意書に、B社らはニューヨーク州の法律で組織化された会社であると表示されていることをもって、B社らは虚偽の事実の表示をしたと主張する。

しかし、前記 a (b) i (iv) のとおり、原告らは、本件各株式の譲受人がニューヨーク州の法律で組織化された会社ではないことがあり得ることを理解した上で、本件各譲渡合意を締結したものであり、本件各譲渡合意に係る合意書に上記表示があることだけを捉えて、虚偽の事実の表示がされたと認めることはできないし、B社らが虚偽の事実の表示をしたと認めることもできない。

ii 表意者の正当な信頼の存在について

原告らは、B社らの設立の有効性については、原告らとB社らとの間に情報の格差があり、原告らとしては、B社らから提供される情報に依拠せざるを得なかったことから、原告らがB社らの虚偽の事実の表示を信頼したことは正当であると主張する。

しかし、B社らの代理人であったN弁護士が原告らの代理人であったM弁護士に対して送付した平成17年11月17日付け「ご連絡」と題する書面によれば、原告らの代理人であったK弁護士は、本件各譲渡合意の一つ一つの約定を詰める当初の段階から相当程度関与していたというのであって、B社らの設立の有効性については、同弁護士により調査することが比較的容易であったはずであるから、原告らとB社らとの間の情報

の格差をいう原告らの上記主張は失当である。

iii 表意者の損害の発生について

原告らは、B社らの虚偽の事実の表示を信頼したことにより損害を被ったといえることができると主張する。

しかし、前記 a (b) iii と同様に、本件各譲渡合意は本件各譲渡契約により合意解除されているのであって、原告らがB社らから支払を受けることができなくなった本件各株式の譲渡代金は、本件各譲渡合意に基づくものではなく、本件各譲渡契約に基づくものである。

(2) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額（争点2）について

（被告の主張1）

ア 譲渡代金の支払方法が後払の場合の収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額

前記(1)（被告の主張1）アのとおり、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得、すなわち、資産に関する権利の移転の対価である収入から算出される所得である（所得税法33条1項）から、譲渡所得の帰属年度及び収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額については、当該資産の対価が現実に交付された時ではなく、対価の給付請求権の確定した時、すなわち、所有権その他の権利が相手方に移転した時を基準として帰属年度を決定し、その給付請求権の金額をもって収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額とすべきであると解される所、本件のように、譲渡代金の支払方法が分割払（後払）とされている場合の収入金額とし又は総収入金額に算入すべき金額は、譲渡の時に確定した収入すべき金額の全額とするのが相当である（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁参照）。何故ならば、譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するという趣旨のものであり（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同43年10月31日第一小法廷判決・裁判集民事92号797頁参照）、年々に蓄積された当該資産の増加益が所有者の支配を離れる機会に一举に実現したものとみる建前から、累進税率の下における租税負担が大となるため、その軽減を図る目的で、長期譲渡所得については、特別控除額を控除した後の金額の2分の1に相当する金額をもって課税標準とし（所得税法22条2項2号）、また、株式の譲渡所得については、所得金額の多寡にかかわらず一律100分の15の税率で課税する（租税特別措置法37条の10）こととされているのであって、このような建前からすると上記のとおり解するのが相当であるからである。

イ 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額

原告らは、本件各譲渡合意を締結することにより、原告甲において譲渡代金75億円、毎月末日限り36回分割払と定めて本件株式1を、原告乙において譲渡代金50億円、毎月末日限り36回分割払と定めて本件株式2を、それぞれB社らに譲渡したものであり、譲渡の時に確定した収入すべき金額は、本件株式1について75億円、本件株式2について50億円であるから、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、原告甲について75億円、原告乙について50億円である。なお、その後、上記譲渡収入金額の一部（本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22

億8416万6316円)が、買受人であるB社から回収することができなくなったことにより、譲渡収入金額が回収不能となった場合の特例(所得税法64条1項)の規定に基づき所得金額の計算上なかったものとみなされている。

(原告らの主張)

仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、次のとおり、本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額がされたものとして、① 本件各譲渡契約の定める本件各株式の譲渡代金の金額(本件株式1について64億7778万8400円、本件株式2について43億1852万5600円)に、② 原告らそれぞれの退職金の額(原告甲について3億円、原告乙について2億円)を加算した上、③ 買受人であるB社から回収することができなくなったことにより、譲渡収入金額が回収不能となった場合の特例(所得税法64条1項)の規定に基づき所得金額の計算上なかったものとみなされる金額(本件株式1について34億6606万3416円、本件株式2について22億8416万6316円)を控除した金額である、原告甲について33億1172万4984円、原告乙について22億3435万9248円とするのが相当である。

ア C社の利益分の減額

(ア) 前記(1)(原告らの主張)ア(ウ)a及びbのとおり、C社は、本件各譲渡合意の締結後も、平成18年1月までA社の取引に介在して利益を得ており、B社は、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって、原告らに対し、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより取得した利益に相当する金額を本件各株式の譲渡代金から差し引く旨通知し、この通知に基づいて、平成17年10月分から平成18年3月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を原告甲について合計7億3137万1600円、原告乙について合計4億7231万4400円減額した小切手を送付した。

(イ) 上記(ア)のC社の利益分の減額は、B社らが本件各譲渡合意の締結時に本件各株式の譲渡代金を決定するに当たり前提としたA社の価値が、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより減少したことから行われたものである。本件各譲渡合意6項及び7項によれば、上記A社の価値には、従前、C社がA社の取引に介在することによりC社に留保されていた利益が含まれていたといえるのであって、B社が、C社がA社の商流から外れるのが遅れたことにより上記A社の価値が減少した分すなわちその間のC社の利益分だけ本件各株式の譲渡代金を減額することは、本件各譲渡合意に根拠を有する正当な行為であり、本件各株式の譲渡代金は、B社が平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって原告らに対しC社の利益分を差し引く旨通知したことにより、本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて、法律上減額されたといえることができる。

また、仮に本件各株式の譲渡代金がB社の上記通知により本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて法律上減額されたといえないとしても、B社は、上記A社の価値の減少を理由として、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって上記通知により、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の減額の申込みをし、原告らは、これに異議を述べず、黙示の承諾をしたのであるから、本件各株式の譲渡代金は、原告らとB社との間に成立した新たな合意に基づいて、法律上減額されたといえることができる。

なお、C社の利益分については、C社において法人税等が課されているのであるから、仮に、

本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額がされたものとせず、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額について、C社の利益分の減額がされないとし、これに原告らの所得税を課することとすれば、法人税等と所得税を二重に課税されることとなり、明らかに不合理である。

(ウ) 被告の主張について

- a 被告は、本件各譲渡合意6項は、B社に対し、A社の経常利益が30%以上悪化した場合に120か月を上限として支払期間をリスケジュールする権利を付与しているにすぎないと主張する。

しかし、本件各譲渡合意6項は、「外部利益留保」（この中にはC社の利益も含まれる。）と「経常利益」とを区別しているものである。すなわち、「リスケジュールする権利」は「経常利益」に係るのであって、本件各譲渡合意7項により確実に取得することができるはずであった「外部利益留保」を取得することができなかつた場合には、本件各株式の譲渡代金が減額され、将来的に変動する「経常利益」が30%以上悪化した場合には、リスケジュールする権利が付与されるのである。

- b 被告は、B社は、C社への振替え分について、C社から原告らに振替支払がされるべきものであると認識していると主張する。

しかし、B社がそのように認識しているのであれば、本来、B社が負担すべき本件各株式の譲渡代金の一部をA社が負担したことになるのであり、B社のA社に対する債務が生じているはずであるし、また、A社も、C社からの仕入価額をもって費用処理をするのではなく、D社からの仕入価額をもって費用処理をしているはずである。ところが、B社のA社に対する債務は生じていないし、また、A社はC社からの仕入価額をもって費用処理をしているのであって、被告の上記主張は前提を欠くものというべきである。

イ 退職金相当額の返還請求権との相殺について

なお、前記(1)(原告らの主張)ア(ウ)cのとおり、B社は、原告らに対する退職金相当額の返還請求権をA社から譲り受けたとして、平成18年3月31日付け「送金額明細書」と題する書面をもって、原告らに対し、この退職金相当額の返還請求権と本件各株式の譲渡代金債権とを対当額で相殺する旨通知し、この通知に基づいて、同月分から同年5月分まで、本件各譲渡合意の定める各月の支払額を原告甲について合計3億円、原告乙について合計2億円減額した小切手を送付したところ、これは、本件各株式の譲渡代金を減額したのではなく、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額に影響を与えるものではない。

(被告の主張2-C社への振替え分について)

本件各譲渡合意において、「本件各譲渡合意の締結と同時に、原告らは、A社と原告らが関係する仕入会社（外部利益留保先）との取引における利益を失う。」と定められていた（7項）にもかかわらず、C社は、本件各譲渡合意の締結後も、平成18年1月まで、A社の取引に介在して利益を得ていたのであって、B社は、このことを理由として、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金の支払額からC社への振替え分を控除したものであると推認することができる。次のとおり、本件各譲渡合意には、本件各株式の譲渡代金からC社への振替え分の減額をする旨の約定は見当たらないことからすると、本件各株式の譲渡代金からC社への振替え分の減額がされたということとはできない。B社によるC社への振替え分の控除は、本件各譲渡合意に基づいてされたもの

ではなく、B社が一方的にしたものにすぎないのであって、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金は減額されていないというべきである。

ア 本件各譲渡合意6項について

本件各譲渡合意6項は、「本件各株式の譲渡代金の金額の基となる評価算定は、A社の2005年会計年度の経常利益に、退任する役員の報酬のほか、海外子会社、関係仕入先など外部利益留保の想定額を連結して算定したものであり、本件各譲渡合意の締結後、A社の経常利益が30%以上悪化した場合、B社は、全ての履行について120か月を上限にリスケジュールする権利を有する。」と定めており、同項にいう「関係仕入先など外部利益留保」の中には、C社が平成17年会計年度にA社の取引に介在して得た利益が含まれることがわかるが、C社への振替え分は、C社が本件各譲渡合意の締結後にA社の取引に介在して得た利益であるから、本件各株式の譲渡代金の決定の根拠となったA社の価値に影響するものではないし、ましてや、本件各譲渡合意6項は、本件各株式の譲渡代金からC社への振替え分の減額をする旨の約定ではなく、本件各株式の譲渡代金からC社への振替え分の減額をする根拠とはならない。

イ 本件各譲渡合意7項について

本件各譲渡合意7項にいう「原告ら自らが関係する仕入会社（外部利益留保先）」とは、C社のことを指すとも考えることができるが、C社がA社の取引に介在して利益を得ないということであれば、C社とA社との間における取引価格の設定等により解決されるべき事柄であるし、C社がA社の取引に介在して得た利益から原告らが役員報酬や配当の形で利益を得てはならないということであれば、丙もC社の役員及び株主として役員報酬又は配当を得ており、C社が得た利益の全額を本件各株式の譲渡代金から控除するというのは不合理であるから、少なくとも、本件各譲渡合意7項を根拠として本件各株式の譲渡代金からC社への振替え分の減額をすることはできない。

ウ 原告らの主張について

(ア) 原告らは、本件各株式の譲渡代金は、B社が平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって原告らに対しC社の利益分を差し引く旨通知したことにより、本件各譲渡合意6項及び7項に基づいて、法律上減額されたということができると主張する。

しかし、本件各譲渡合意6項は、B社に対し、A社の経常利益が30%以上悪化した場合に120か月を上限として支払期間をリスケジュールする権利を付与しているにすぎず、本件各譲渡合意の締結後に外部利益留保を取得することができなかった場合の権利を定めたものではないし、「リスケジュール」とは、支払計画の見直しのことをいうのであって、譲渡代金の見直し（減額）を意味するものではないから、本件各譲渡合意6項に基づいて本件各株式の譲渡代金の見直しがされた旨という原告らの上記主張は、前提を誤ったものといわざるを得ない。また、本件各譲渡合意7項は、原告らがA社と外部利益留保先との取引における利益を失う旨定めるだけで、C社がA社との取引における利益を失う旨定めるものではなく、本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額をする旨定めるものでもない。

そもそも、B社が平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもって原告らに対してした通知は、A社からC社に対しては、C社がD社に支払う仕入代金に相当する実質支払額に加えて、B社が原告らに支払う本件各株式の譲渡代金の一部をも送金しているとして、これをC社から原告らに振替支払するように依頼するものであるところ、この内容からすると、B社は、C社への振替え分について、C社から原告らに振替支払がされるべきも

のであると認識しているのであって、B社が本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金を減額する趣旨で上記通知をしたものではないことは明らかである。

(イ) 原告らは、B社は、A社の価値の減少を理由として、平成17年10月20日付け「初回送金額について」と題する書面をもってした通知により、原告らに対し、本件各株式の譲渡代金の減額の申込みをし、原告らは、これに異議を述べず、黙示の承諾をしたのであるから、本件各株式の譲渡代金は、原告らとB社との間に成立した新たな合意に基づいて、C社の利益に相当する金額の限度で法律上減額されたといえることができると主張する。

しかし、上記通知には、本件各株式の譲渡代金を減額する旨の記載は何ら見当たらず、前記(ア)のとおり、B社は、A社からC社に対して送金した本件各株式の譲渡代金の一部をC社から原告らに振替支払するように依頼したにすぎない。また、原告らが黙示の承諾をしたという点についても、原告らの作成に係る平成17年11月1日付け報告書の中に、「丁から私宛に、当会社(A社)が商品仕入代金としてC社に支払った代金の一部を株式譲渡代金としてC社から振替支払するよう通知がありました。これは、丁と丙が、私に対する株式譲渡代金を当会社に支払わせようとしていることにはほかなりません。本年11月分もそのような処理をすると明言しているため、丙が私らに対して詐欺行為を行った者に積極的に協力し、当会社を私物化するような行動をとっているといえます。」とする部分があることからすると、原告らは、上記通知について、本件各株式の譲渡代金を減額するものではなく、本件各株式の譲渡代金の一部をC社から原告らに振替支払するように依頼するものであると理解していたものであるといえるのであって、原告らが上記通知を承諾したとしても、本件各株式の譲渡代金を減額することにはならない。

(ウ) 本件各譲渡合意14項は、「本件各譲渡合意の条項は、そこにその限りではないと定めていない限り、全員の署名した文書によってのみ改訂、修正ないしは放棄することができる。ここに登場する団体のいずれかによる本件各譲渡合意の条件、条項の違反、放棄は、後続するいかなる条件や違反の放棄とは解釈されない。」と定めている。そして、本件各譲渡合意のうちの本件各株式の譲渡代金の額についての約定は、「その限りではない」と定めていないのであるから、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金を減額するためには、原告甲又は原告乙とB社らの全員が署名をした文書によることを要する。しかし、原告甲又は原告乙とB社らの全員が署名をした文書により本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金を減額した事実はないのであって、本件各譲渡合意の定める本件各株式の譲渡代金が減額されたということはない。

(エ) 原告らは、C社の利益分については、C社において法人税等が課されているのであるから、仮に、本件各株式の譲渡代金からC社の利益分の減額がされたものとせず、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額について、C社の利益分の減額がされないとし、これに原告らの所得税を課することとすれば、法人税等と所得税を二重に課税されることとなり、明らかに不合理であると主張する。

しかし、原告らの上記主張に係る、C社に対する法人税等の課税は、飽くまでもC社が本件各譲渡合意の締結後にA社の取引に介在して得た利益に対するものであるから、正当なものである(なお、C社は、平成17年12月期及び平成18年9月期の法人税の所得金額として、いずれも欠損金を計上しており、現実には法人税等を課されていない)。また、原告らの本件各株式の譲渡に係る譲渡所得に対する所得税の課税は、本件各株式の価値の上昇により原告ら

に帰属した増加益を所得として、これが原告らの支配を離れてB社らに移転するのを機会に、これを清算して課税するものであって、C社への振替え分を収入金額として課税するものではない。

(3) 国税通則法65条4項の「正当な理由」の有無(争点3)について

(原告らの主張)

ア 原告らは、平成17年分の所得税の確定申告において、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったが、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成17年ではなく平成19年であるから、原告らの平成17年分の所得税の確定申告は正確なものであり、申告額に不足はない。

イ 仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、過少申告加算税は、新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて「正当な理由」があると認められるものがある場合には、その部分については賦課されない(国税通則法65条4項)ところ、原告らが平成17年分の所得税の確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、上記「正当な理由」がある。すなわち、原告らは、平成17年10月頃に、B社らがニューヨーク州政府に法人登録をされていないことを知ってから、本件各株式を詐取されたと考え、本件各株式を確保ないし取り戻すことに必死になり、内容証明郵便の送付、仮処分の申立て、訴えの提起等をしていたのであって、そのような客観的状況の下で、本件各株式が譲渡されたことを前提に、自らが本件各株式の譲渡代金を受領する立場にあると認識することは不可能である。原告らに本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎とすることを求めるのは酷であり、上記収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、真に原告らの責めに帰することができない客観的事情があり、上記「正当な理由」があるといえることができる。

(被告の主張)

ア 過少申告加算税は、申告納税方式による国税において、納税者の申告が納税義務を確定させる重要な意義を有するものであることに鑑み、申告に係る納付すべき税額が過少であった場合に、当初から適法に申告し納税した者とこれを怠った者との間に生ずる不公平を是正することにより、申告納税制度の信用を維持し、もって適正な期限内申告の実現を図ろうとする行政上の措置であると解され、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則として課されるものである。そして、このような過少申告加算税の趣旨に照らせば、国税通則法65条4項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうと解するのが相当であって(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁参照)、過少申告が、納税者の単なる主観的な事情に基づくような場合や、納税者の税法の不知又は誤解に基づくような場合には、上記の真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるといえることはできず、このような事情により過少申告となった場合は「正当な理由があると認められる」場合には当たらないものといえるべきである。

イ 原告らの主張について

原告らは、平成17年分の所得税の確定申告において、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収

入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについて、本件各株式を詐取されたと考え、本件各株式を確保ないし取り戻すことに必死になり、内容証明郵便の送付、仮処分の申立て、訴えの提起等をしていたという客観的状況の下で、本件各株式が譲渡されたことを前提に、自らが本件各株式の譲渡代金を受領する立場にあると認識することは不可能であって、上記収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、真に原告らの責めに帰することができない客観的事情があり、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるということができると主張する。

しかし、原告らは、B社から本件各株式の譲渡代金の支払の趣旨で送付を受けた小切手を換金し、各自の名義の預金口座に入金した上、原告甲においては、その一部をC社に借入金の返済資金として貸し付けたほか、株式等の購入代金に充てており、原告乙においては、その一部を原告甲に貸し付けたほか、マンションの購入代金に充てていたのであって、このことによれば、原告らが本件各株式を詐取されたと考えたことには疑問が残り、本件各株式が譲渡されたことを前提に自らが本件各株式の譲渡代金を受領する立場にあると認識することは不可能であるという原告らの上記主張には理由がない。原告らの上記主張に係る事情は、原告らの単なる主観的な事情にすぎないのであって、原告らが平成17年分の所得税の確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについて、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるとは到底いうことができないから、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるということができないことは明らかである。

(4) 本件各更正等の適否について

(被告の主張)

ア 本件各更正の適法性

本件において被告が主張する原告らの平成17年分の所得税の納付すべき税額は、別紙3(課税処分根拠)のとおり、原告甲について5億2393万1800円(同別紙の1(8))、原告乙について3億5259万9700円(同別紙の3(6))であるところ、本件各更正における原告らの平成17年分の所得税の納付すべき税額は、別紙2(課税処分の経緯)の7(1)及び(2)のとおり、これと同額であるから、本件各更正は適法である。

イ 本件各賦課決定の適法性

上記アのとおり、本件各更正は適法であり、また、前記(3)(被告の主張)のとおり、原告らが本件各更正により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項の「正当な理由」があると認められるものはないから、原告らは、別紙3(課税処分根拠)のとおり、原告甲について7080万2000円(同別紙の2)、原告乙について4953万5000円(同別紙の4)の過少申告加算税を納付すべき義務を負う。そして、本件各賦課決定における過少申告加算税の額は、別紙2(課税処分の経緯)の7(1)及び(2)のとおり、これと同額であるから、本件各賦課決定は適法である。

(原告らの主張)

ア 本件各更正の違法性

(ア) 本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期は平成19年であるから、原告らの平成17年分の株式等に係る譲渡所得等の金額は零円であり、本件各更正は全部違法であるが、原告らは、本件各更正のうち前記第1(請求の趣旨)記載の金額を超える部分につ

いてのみ取消しを求める。

(イ) 仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額として原告らの平成17年分の総収入金額に算入すべき金額は、原告甲について33億1172万4984円、原告乙について22億3435万9248円とするのが相当である。そして、これを前提として、原告甲の平成17年分の所得税の納付すべき税額等を計算すると、総所得金額が6億3416万1488円、株式等に係る譲渡所得等の金額が29億7283万5564円、納付すべき税額が4億2101万6700円となり、また、原告乙の平成17年分の所得税の納付すべき税額等を計算すると、総所得金額が3億3080万4275円、株式等に係る譲渡所得等の金額が20億0843万3004円、納付すべき税額が2億8398万9700円となるのであって、本件各更正は、それぞれ上記金額を超える限度で違法であるから、その限度で取り消されるべきものである。

イ 本件各賦課決定の違法性

前記(3) (原告らの主張) アのとおり、原告らの平成17年分の所得税の確定申告は正確なものであり、申告額に不足はないし、また、仮に本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の収入すべき時期が平成17年であるとしても、前記(3) (原告らの主張) イのとおり、原告らが平成17年分の所得税の確定申告において本件各株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額を納付すべき税額の計算の基礎としなかったことについては、国税通則法65条4項の「正当な理由」があるのであって、本件各賦課決定は全部違法であるから、全て取り消されるべきものである。